

平成22年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年9月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

14番 池光 正男	15番 出口 治男
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 三宅 祥寿
教育長 板野 正	総務部長 藤井 正助
市民部長 遠度 重雄	健康福祉部長 松永 恭二
産業経済部長 田村 豊	建設部長 坂東 博
教育次長 森口 純司	総務部次長 井内 俊助
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 渋谷 一二
産業経済部次長 林 正二	建設部次長 西村 賢司
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 出口 正春
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 町田 寿人	水道課長 森本 浩幸
農業委員会局長 稲井 隆男	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

追加日程第1 議案第49号 平成21年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成21年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成21年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成21年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 平成21年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 平成21年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 平成21年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成21年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成21年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成21年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成21年度阿波市水道事業会計決算認定について

議案第60号 平成22年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

議案第61号 平成22年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第62号 平成22年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号) について

議案第63号 平成22年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号) について

議案第64号 平成22年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第2  
号) について

議案第65号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する  
条例の一部改正について

議案第66号 阿波市企業立地の促進等による地域における産業集積の  
形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基  
づく準則を定める条例の制定について

議案第67号 阿波市工場設置奨励条例の一部改正について

議案第68号 阿波市企業立地の促進等による地域における産業集積の  
形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定  
資産税の課税免除に関する条例の制定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

午前10時00分 開議

○議長（岩本雅雄君） ただいまの出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

なお、樫原賢二議員より、9月9日に一般質問の2、阿波市4町の中学校のプールの問題について取り下げの申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（岩本雅雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、これから一般質問を始めます。

1点目に新庁舎建設について、2点目に高齢者所在不明問題について、3点目に鳥獣対策について質問をいたします。

新庁舎建設について、毎回この問題については質問をしてまいりました。私は、新庁舎建設は必要としない立場から、中止、見直しをすべきだと主張をしてまいっております。あえて今回質問を出させてもらっておりますが、新庁舎建設に当たっては、私は土成、市場にも必要としないことで理解をしていただかなければなりません。誤解のないような答弁をしていただきたいと思います。

さて、質問ですけれども、新庁舎建設問題で、合併協定どおりに土成町への建設を求める土成町考える会が、市を相手取り、住民訴訟を徳島地裁に起こしております。この件について、市長はどのように考えておられるのか、またどういうふうにされるか、答弁をしていただきたいと思います。2点目に、新庁舎建設について、中止、見直しも含め、市民全体の意見を聞いていたのかどうか、この2点について1つずつ答弁をしていただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 14番池光正男議員の新庁舎建設についてということで、庁舎建設を担当する部長として答弁をさせていただきます。

1番目の市場町切幡地区に建設するというので、土成町を考える会から撤回を求めて提訴されているが、どう受けとめているか、それから2点目の中止、見直しも含め、市民全体の意見をよく聞いているか、この2点まとめて答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

新庁舎の建設につきましては、本年3月30日、建設候補地を市場町切幡字古田地区にしたいと発表して以来、それぞれの立場からさまざまな意見やご提言をいただいております。

さきの6月議会におきましても、9名という、質問に立たれたほとんどの議員の方より、新庁舎建設候補地決定までの経緯や現候補地を選定した理由、あるいは市民の方に対する説明責任といったご質問を重ねていただき、その都度誠意を持って、合併後の協議経過など、事細かく説明をさせていただきました。その中でも特に、庁舎の建設位置につきましては、すべての原点に立って公平公正な立場で、何よりもまず阿波市民4万2,000人全体の利便性と市の東西20キロという地域的なバランスを最優先に考えまして、市の中心付近にあるのが最も望ましいという結論に至った経緯を私も庁舎建設を担当する部長として説明をさせていただきました。

また、市民の方に対しましては、広報阿波やケーブルテレビ、阿波市ホームページ等の市の広報媒体を通じまして、あるいは自治会長会など各種会合の開催機会があるたびに、経緯や現状について説明、報告をして、ご理解やご協力をお願いしてきたところでございます。

このような中、土成町を考える会の方より、市場町での庁舎建設に対しまして撤回を求められておりますが、一方では、7月23日及び7月29日に開催しました現地説明会等々におきましては、地元の地権者の方々また自治会の皆様方から前向きな意見を多くいただきまして、改めて好感触を得たところでございます。

今後におきまして、総務部といたしましては、阿波市の意思決定機関でございます市議会で、6月議会でも6月補正予算の中で事業認定取得業務委託料と事業推進に向けての予算承認をいただいております。市民の皆様や地元住民の方に対しまして、議会やケーブルテレビ、広報紙等を通じまして十分説明を行いまして、ご理解をいただきながら、持続性のある阿波市発展のため、一日も早い現候補地での建設を粛々と進めてまいりたいと考え

ておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 部長の今の答弁よりも、まず求めたのは、市長に対して答弁をしてくれということで、市長にお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 14番池光議員からは、冒頭毎回庁舎建設問題については質問をさせてもらってる、庁舎については、市場、阿波を問わず、不要というようなことが前提に入ってるようでございます。

今、総務部長のほうから、17年合併当時から今現在までの市当局が取り組んできました庁舎建設への課題、あるいは市民への周知、議会との議論等々について非常に従来にも増して詳しくご説明したわけでございますけれども、庁舎は不要ということについて、まず私のほうから、庁舎は必要ということがまず大事なんじゃないかと思えます。

随分さかのぼりますけれども、まず合併前の平成16年、あわ北合併協議会ですね、旧の4町。これは、旧町の町長、あるいは議会議員、4町の幹部職員等と職員が数十人が寄って、非常に立派なあわ北新市まちづくり計画ってのをこしらえてます。これが、今現在の第1次の阿波市の総合計画ですか、これになってます。この中で、まず目を通していただきたいのは2カ所ほどで、まず行財政運営の方針っていうのが書いてます。公共的施設の統合整備については、市民の生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮しながら、地域バランス、財政事情を考慮してやりなさい。まず、これが1点です。

その次に、公共的施設の統合整備、このことでも同じように、公共的施設の統合整備、まず庁舎なんでしょう。これについては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら、統合整備を図ってください。これが、新市の阿波市の庁舎に関する基本理念と思っております。

次に、今問題になっております合併協定書っていうのがあります。これも、目を通していただいたと思えますけれども、その最後に、今私が言いました新市のまちづくり計画、合併協定書はどういうふうな位置づけしてるのか。最後の26番目に、新市建設計画っていうのが入ってます。わずか1行です。ここで、新市建設計画は、別添あわ北新市まちづくり計画に定めるとおりとする。まさに、庁舎というのは、地域バランス、財政状況、市民に急激な変化を与えないような方法を駆使して、庁舎建設をやっていきましょう、これ

が平成16年6月25日だったですかね、合併に対する基本理念と庁舎建設に対する基本理念。庁舎は不要じゃないんです。そのあたりから、庁舎問題延々6年になりますけれども、議論に議論を重ねてます。

今言いました新市まちづくり計画の中に、施設です。旧町の施設ってどうなってるのか、特に庁舎。これについては、庁舎建設に向けて動き出した17年当時、耐震診断やっています。これを見ましたら、吉野については、I s値ですかね0.40、それから土成は古うございますので0.24から0.55、市場が0.54、この阿波の本庁、31年しかなくてませんが0.54で、結論的には、2次診断の結果では、吉野支所については、地震の震動、衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。あとの土成、市場、阿波については、崩壊する危険性が高い。まさに、行政の拠点の場所、あるいは防災の拠点の場所、果たして庁舎要らなくていいんでしょうかという結論からすると、庁舎はやりますという結論に至ったわけです。ただ、いまだに問題になってるのは、位置の問題、場所の問題。池光議員は、市場にも阿波にも庁舎は要らないと言うんですが、今るるご説明申し上げましたように、庁舎はどうしてもやらなきゃ、もちませんよ。これは、ご理解いただきたいと思います。そういうことで、総務部長のほうから、るる5年間の庁内の職員あるいは議会、そのあたりの議論を踏まえて、市民に周到に周到を重ねた、懇切丁寧な情報公開を行ってきてます。

そんなところもありまして、議会のほうでは、22年の当初予算、あるいは6月補正等々で2,400万円の予算をお認めいただいた。もうまさに、後戻りはできない。合併特例債、有利な特例債があって、市民に負担をかけないような方法で、しかも市民の利便性、地域性、公平性、公正等々を考慮しながら、建設へ向かって着々と進めると考えてます。そういうことでございますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、新庁舎に対する部長、市長から、何度も何度も答弁があったわけなんですけれども、私は、庁舎は今のままでいいという考えであります。当然、庁舎建設ありきのことで進め、市民全体の意見を聞かれなかったから、こういったことで土成町を考える会から訴訟を起こされる事態になっていることも、これは事実でないかと思えます。

私は当初に意見を出したように、市民全体の意見をアンケートなどを行って、それから

集約し、方向を決めたらどうかということは何回も何回も繰り返し求めてきた一人です。しかし、そういうことに耳を傾けないまま来たことも原因の一つでなかったわけではないかと思えます。

阿波市の全体を見渡してみても、余りいい状態でなく、厳しい状況であろうかと思えます。農業も何しても安値安定、商業にしても不況経済下、大型店舗などの進出により影響が出てどうにもならない、廃業するなど、また工業に対しても同じことが言えます。働く場所がない、仕事がない、こういったことで、生活関連、福祉、教育、働く場所の確保など、こういったものに予算を使うべきで、新庁舎どころか、ほかにすべきことがたくさんあります。こういったことで、目配り気配りすることが、今私は求められておると思えます。

そして、以後、土成町を考える会は、新聞報道によりますと、市長リコール、解職請求の運動へと発展しているようですけれども、市長の考えは今後どのようにされるか、それもお聞きしたいと思えます。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員からは、今どきの経済状況も含めた雇用状況、あるいは農業関係、商業関係、いろんなところで、市民全体が、あるいは国全体が非常に不安がっているというようなことなんじゃないかと思えます。

私も、随分と今まで生活してきましたけれども、本当に阿波市の総合計画あるいはあわ北合併協議会ですね、あれの基本の理念「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間阿波市」、まさにこれに向かって邁進した行政をやっていかなきゃいけないと思ってます。といますのは、言葉非常にやわらかいですがけれども、いいところ探し、人生本当に幸せに過ごすためには、自分の心を改良せにゃいかん。人のいいところを探していこう。人と集い、語らい、不平不満もありますけれども、きずなをしっかりとってやっていきたい。そういうような気持ちで、行政にも反映させていきたいと思ってます。まさに、今回の庁舎、地形的にも阿波市らしさを本当に出せる場所ではないかと思って、私も自信持ってます。

おとといのある議員の質問に、こんな話がありました。歴史が証明してくれる。歴史じゃない、今の阿波市民が納得してもらおう、そういうふうな阿波市の市民が本当にいいところ探しをするために庁舎へ寄ってきて、本当に集い、語らい、きずなをしっかりとって、

「人の花咲く安らぎ空間阿波市」をつくっていきたい、かように思ってますので、よろしくご理解お願いしたいと思えます。



○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 最後に、この質問の最後になるわけなんですけれども、市長の受けて立つという立場のような考えのように思います。

土成町を考える会の人たちが申し上げているのは、私は当然だと思います。合併協定書、旧4町の長が合意し、調印しているのだから、地方自治法の本質からいっても、これを守るのは当たり前だし、法的根拠は大ありだと思います。

私は、新庁舎建設については立場が違いますので、これ以上は申し上げません。

以上です。

○議長（岩本雅雄君） 池光君、続いて次の項に。

（14番池光正男君「次の項ですね」と呼ぶ）

はい、どうぞ。

○14番（池光正男君） 2点目に移ってまいりたいと思います。

高齢者所在不明問題について。

これは、2人の議員が質問されておりますので、答弁は結構です。

市は、全体の高齢者の所在について把握をされているかどうかということですが、さきに質問もありましたので、「県内120歳以上591人生存」という新聞記事がありました。こんなことは考えられないわけであり。一言で言えば、これは職務怠慢にすぎないと思います。どんな言いわけをしても、理由は成り立たないと思います。

この問題の発端は、東京足立区の事件で、30年前に死亡しているにもかかわらず、死亡届も出さず放置されていた。家族的としても、普通では考えられないわけであり。また、行政は30年間本人と触れ合う一つなかったのかなと思えば、寂しい、一言に尽きようかと思えます。しかし、こういったことだけで許されるものではありません。30年間年金を受け取っていた、そのもの自体が不正受給になるわけで、身内自身が逮捕されたわけでごさいます。

ということで、阿波市としても、あったならば大変なことになるかと思えます。市で120歳以上が89人とされていますけれども、この人たちは年金加入は恐らく制度がなかった時代でもあろうかと思えますが、よう調査し、また年金が、年が低くても死亡しているにもかかわらず死亡届が出てなく、そのままになってることであれば、昔のことであれば考えられる、こういう事件があつてわかつたものでありますから、本来これ田舎では考えられないことではないかと思えます。

年金受給については国の仕事であり、市は関係してないことはわかっておりますが、基本は市町村が住民の所在を確認していることが当然でなかろうかと思えます。人と人が接する、またそして高齢者に対する行き届いた福祉行政ができていないかという証明になろうかとも思えます。的確な対処が必要でなかったかと思えますので、そういうことについてよく調査し、精査していただきたいと思えます。

以上、この件はこれで結構です。

それから、鳥獣被害のことについてなんですけれども、この対策、今までこういった質問は多く出されておりますけれども、対策としてほとんど進んでいないのが実態でなかろうかと思えます。このまま放置すれば、山間部はおろか、食べ物を求めて、里へ里へと移動してくる。作物は何もつukれない事態になってこようかと思えます。

鳥獣は、捕獲か、残酷なんですけれども、殺処分しなければならないかと思えます。追っ払う方式では、何ら解決とはなりません。住民に協力してもらうのも大事であります。それより捕獲しても殺処分にしても、人も要るし材料も要ります。この対策には、応分の予算が要ります。この予算化をしなければならないかと思えます。具体的な方法で、人や材料等を算出していかなければならないかと思えますが、予算化に向けての考えはどうであるか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 池光議員のご質問でございます、鳥獣対策についてご答弁をさせていただきたいと思えます。

有害鳥獣についての対策でございますけれども、まず市内の被害の状況でございます。

平成21年度におきましては、ビワ、また葉たばこ、ブドウ、クリ、カキ、水稻などの多種の農産物に被害を及ぼしたり、また菜園を荒らしたりする被害が発生をいたしております。本年度においても、同様の被害が起こっております。

現在、市の対策といたしましては、地区の猟友会に有害鳥獣駆除を委託をしております。わなや銃器による捕獲を実施していただいております。また、相談のあった被害住民に対しましては、試験的にロケット花火を提供させていただいて、威嚇による追い払いなども実施をしていただいているところでございます。

また、現在農家におきましては、被害を受けない対策として、独自にはトタンとか、網、電気さくなどを設置し、有害鳥獣から農作物の被害を予防をしていただいております。

市といたしましても、有害鳥獣による作物被害の抑制については、銃器やわなによる捕獲は一定の効果があるというふうに認識をしておるところでございます。しかし、捕獲班による駆除は万能ではなく、被害防止の一部であると思っております。農家の方みずからも被害にならないような予防をしていただければというふうにも考えておるところでございます。

それで、県下の状況でございますけれども、平成21年度の有害鳥獣捕獲状況で、県下では、シカが400頭、イノシシが638頭、猿が161頭となっております。本市においては、イノシシ129頭、猿19頭が捕獲をされております。県下の前年比を見ますと、シカの頭数はほぼ横ばい、イノシシについては1.2倍にふえております。本市については、イノシシは横ばい、猿については3倍ほどに増加をいたしております。

それと、参考までに他の市町村の取り組みについてですけれども、有害被害防護として犬を活用した追い払いによる被害防除対策をとっている市町村もございます。また、捕獲について被害が甚大な他県においては、地元の猟友会の中から選抜捕獲隊を結成し、合同で捕獲を実施したり、担い手育成として、新規わなの免許取得の予定者への免許取得費の助成を行ったりしているというふうな例もございます。

市といたしましても、捕獲による個体数の低減と農家の皆様の防護といった両面から、引き続き有害鳥獣対策を行ってまいりたいと考えております。

今後も、鳥獣被害対策は重要な課題であるというふうに考えております。捕獲対策を柱としながら、より効果的な対策について研究もしながら、有害鳥獣の駆除に取り組んでまいりたいと思っております。

それと、予算化というふうな話でございますけれども、現在有害鳥獣対策につきましては、猟友会に捕獲を委託をしておりますので、その予算を市のほうで組んでおります。

鳥獣発生につきましては、地元の皆様方と今後十分協議をさせていただきながら、県の補助事業等についても十分調査をさせていただいて、その取り組みについても検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 一向に被害はおさまる状況にないのではないかと思います。

この中で、今までこういう法律ができるとか認識、私もなかったんですけども、鳥獣被害防止特措法っていう法律と鳥獣保護法っていう、この2つの法律が板挟みになっ

て、今の現在では鳥獣被害対策が計画どおり実施できていないという事態に落っているわけなんです。また、民主党がやってるような事業仕分けがこんなところまで削減をせないかんのかなと思うと、非常に残念でなりません。これは、2010年度の各都道府県の鳥獣被害防止総合対策交付金というのが要望額っていうのが出ております。総額で46億9,357万円にも及んでおりますけれども、去年度の当初予算額の1.54倍になっております。しかし、実際の10年度の交付金は22億7,800万円と、要望額の48%、半数に満たないと、そういうようなことであります。都道府県で見たら、神奈川、滋賀、要望額は12%、京都府と島根が22%、徳島県が29%、兵庫30%、山口県が31%のように、鳥獣被害が深刻なことで軒並みに要望額の3割台の交付金となっておりますのでございます。これらの県では、鳥獣対策が計画どおりに実施できない、深刻な事態に直面しているわけでございます。鳥獣被害が深刻な自治体では、単独で不足する予算を工面するというをやっているようですけれども、阿波市もそういうことで、予算をつけてもらわんと、大変なことになるんでないかと思えます。財政上厳しくなっておりますけれども、鳥獣対策予算の確保のために、国に対してもしっかりと要求していかないかと思うんです。鳥獣被害も、放置したら年々増加していく、深刻な事態になってくる。どうしても対策に乗り出さなければならんと思えます。今私が申し上げましたけれども、国や県、市町村挙げてやっていかなければ、農作物が中山間地において特にできなくなるのは、時間の問題であると思えます。これについて、市長にお伺いしたいんですけれども、対策費をしっかりとつけていただきたいのですが、そういう考えはお持ちなのでしょうか。答弁していただきたいと思えます。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 池光議員は、鳥獣対策について市のほうも積極的に予算をつけたらどうだという話でございます。

全国の市長会でも、県の市長会でも、この件については議論をしながら、要望を重ねております。ただ、私非常に勉強不足で、どこかのイノシシあるいはシカの害、県南部あるいは県西部に限られたもんじゃないか。阿波市内では、そう大きな被害が出てないんじゃないかっていうような、本当に失礼な話ですが、認識でございました。今の池光議員の話によりますと、本当に市内でも農作物が被害が多くて、農家の人大変に困っている、収穫ができないという実情も今ひしひしと理解できましたので、本当に被害の遭われてる地域等々実態をしっかり検証しながら予算を考えてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） よく考えてと、今言われておりますんで、こういった点は、山間部へ行ったらよくわかると思うんです。東かがわのほうでは、電さくをほとんどやっています。徳島県はそこまでやっているかっていったら、そこら辺のところはやってられないところもあろうかと思えますけれども、とにかくこういった県境から南、何つくってもだめだなど、心配も非常にされているわけでありまして。ですから、そういった被害状況も把握しながら、被害が出んからというて放置するんでなくして、やっぱりその地域の人によく話も聞いたり、それからどういうふうにしてやっていったらいいかという相談を受けたら、積極的に対応していただきたいと思えます。多くの課題もありますけれども、そういうことで積極的な対応を求めて、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（岩本雅雄君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番松永渉君の一般質問を許可いたします。

松永渉君。

○7番（松永 渉君） 7番松永渉、議長の許可を得ましたんで、一般質問を始めたいと思えます。

農業立市の取り組みについて質問したいと思います。

まず1点目には、野崎市長は、農業立市に向けてどんな構想やビジョンを持っているのか。阿波市の農業によるまちづくりをどのような形で取り組もうと考えているのか、答弁を求めます。

2点目には、農業振興についてであります。

農業振興に向けた生産戦略の方向性について、3点質問します。

1点目には、今後阿波市が推進すべき生産品目の選択をどのようにしていくのか。2点目には、生産者の育成にどう取り組むのか。3点目には、経営と生産基盤整備にどう取り組むのか。

最後に、質問というより提言でありますけれども、阿波市においては、今後農家の後継者不足や高齢化に伴う遊休農地や放棄地が増大する。これらの地域資源を活用し、農業振興を図るために、阿波市独自の農業研修体験制度を構築して、全国公募による就農、定住事業を行い、全国から農業に情熱を持った若者の新規就農を目指してはどうかということでもあります。例えば、鳥取市においては、外からの新規就農支援として、研修そのものを農業法人に委託して、農業経営に必要な栽培から収穫、加工及び販売までの基礎知識を研修させて、それから市としては、農業体験補助金として月10万円の生活助成と家賃補助5万円、家賃補助の場合は、農業法人の中で宿泊する場合は農業法人のほうに行くようにしております。また、就農時には、認定農業者になれば、農業機械の購入費の半額助成や就農アドバイザーをつけたりもしています。ただ、この研修は、研修後直ちに鳥取市内に移住し、就農することが条件で、この条件が守れない場合は、農業体験補助金はすべて返還ということになっております。

阿波市においても、少子・高齢化、人口減少時代には、地域内活力だけで農業振興を図るのは無理だと思います。昔から、地域の活性化は、よそ者、若者というように、地域外活力を入れることによって、新たな農業振興の起爆剤になると思います。全国には、農業に意欲と情熱を持って取り組みたいと思っている若者はたくさんいます。これらの若者を受け入れるべく、阿波市独自の農業体験研修制度による就農定住制度を今から構築すべきだと考えますが、答弁を求めます。

以上、質問します。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 松永議員のご質問でございます農業立市について、まず1点目でございます、農業立市としての阿波市の構想はというふうなことのご質問でございます。お答えをさせていただきたいと思っております。

阿波市につきましては、平たんで肥沃な土地と温暖な気候など、農業に適した自然条件のもと、また徳島市はもとより、京阪神都市圏に近いという立地条件がございます。そのような条件を生かして、県下有数の農業地帯として発展をしてきたところでございます。現在は、水稻を中心に、露地野菜とか施設園芸、畜産等を組み合わせた複合経営が主体となっているところでございます。

こうした状況でございますけれども、今後の阿波市のあるべき姿を考えると、農業は市民にとって欠かせない産業であるというふうに考えております。将来にわたっても、産

業として維持していくことは、農業者が農業により生活できる条件を整えることであるというふうにも思っております。市民の理解と消費に支えられた農業を進めることを基本に、農業振興策を進めていくことが重要でなかろうかというふうに思っております。

それで、阿波市農業の振興の基本方針というふうなことで、5項目ほど考えております。

1つは、地域の特性を生かした農畜産物の生産を図っていこうということ。2点目、農地の保全に取り組んでいこうということ。3点目、農畜産生産基盤の整備を図っていこうということ。4点目、多様な担い手の育成を図っていこうということ。5点目として、交流と協働の促進に取り組んでいこうというふうな5つの基本方針を持っているところでございます。

また、近年農業は農業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加、経営の規模縮小等に加えて、低価格な輸入農産物の増加による国際競争力の低さが問題となってきております。早急に新たな農業振興の方策が必要ともなっています。このため、阿波市においては、国、県の農業施策の動向に留意をしながら、さらに地域の独自性を生かした振興施策づくりも現在着手をしているところでございます。

具体的に、阿波市の第1次総合計画を基本として、阿波市農業振興計画の策定に向け、関係機関と協議を行いながら、検討を進めているところでございます。内容といたしましては、食の安定供給と多面的機能の発揮という2つの役割が発揮されるための施策について考えております。

農地の保全活用については、農業委員会、関係機関と連携を図りながら、耕作放棄地の解消に努め、農地の有効利用を図ってまいります。農産物の生産につきましては、農業者、農業団体による現状作物（稲作、野菜、果実等）を維持しながら、消費者ニーズに合った品目（レタス、トマト、ナスなど）の生産拡大を図ってまいりたいというふうにも考えております。

また、新規就農者、高齢者対策に努め、経営感覚にあふれた担い手の育成、確保を継続的に進めてまいります。認定農業者等の担い手に対する支援策といたしまして、国、県等の補助事業を活用し、関係機関、農業団体と一体となった指導支援体制を確立を図ってまいります。そしてまた、効率的な生産技術や機械の導入、関連施設の整備による農畜産物の生産性の向上やブランド化を進め、計画的な地域の特産物の導入、産地強化の推進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、生産戦略についてということで、3点ほどご質問をいただいております。

1点目の生產品目の選択というふうなことでございますけれども、これにつきましては、阿波市で生産された農畜産物を阿波市ブランド産品としてアピールをしてまいります。そのことによりまして、販路の拡大とか生産量の増大を進めてまいりたいと考えております。既に阿波市のブランドとして定着はしております吉野レタスがございますけれども、それにつきましては、生産の拡大を図っていきたい。さらに、ナスとかトマト、ミニトマト等、徳島県内でも圧倒的なシェアを持つ品目においては、新たな阿波市ブランド化を目指してまいりたいというふうに考えております。

消費者からは、安全・安心なもの、より新鮮なもの、生産者の顔が見えるもの等の農産物が今求められております。本市においても、安全・安心で付加価値の高い農産物の安定供給と自信を持って提供できる生産体制及び出荷体制の確立を目指してまいりたいと考えております。

それと、2点目の生産者の育成というふうなことでございますけれども、新規の学卒者やUターン、Iターンで就農を希望する者については、関係機関、団体等と連携し、支援を行い、新規就農者としての育成確保にも努めてまいりたいというふうに思っております。

また、阿波市担い手育成総合支援協議会ってございますけれども、その協議会と連携し、認定農業者や農業生産法人の育成にも努めてまいります。

農業者の高齢化、後継者不足による労働力の不足により、耕作放棄地が増加しております状況がございます。これらの地域につきましては、地域農業の担い手としての役割が期待をされます集落営農の組織化についても検討し、推進を考えていきたいと思っております。

阿波市では、小規模農家、第2種兼業農家や自給的農家などでございますけれども、この農家が全体の7割程度を占めております。小規模な経営面積での農業経営が多く存在しておりますところでございます。こうした農家に対する対策も重要かと思っております。

農業生産や経営に対する女性や高齢者の役割は重要であるというふうにも認識をしております。それらの能力を十分に発揮できる体制や環境の整備の促進を考えていきたいと思っております。

続きまして、生産基盤の整備というご質問でございますけれども、農道整備、配水路の整備、圃場整備等の生産基盤の整備については、より効果的な農業を営む上で必要な施策



であるというふうに考えております。しかし、農地の基盤整備を行う土地改良事業に対する国、県の予算については、減少傾向にあります。十分な事業の精査を行いながら、これらの事業につきましては年次計画を立てて事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

それと、農業用施設、例をとりますと、ライスセンターとか共同選果場、農業用ハウス施設等でございますけれども、これらの施設につきましては、国、県の補助金を活用しながら、それぞれの実情に応じた中で推進を図っていききたいというふうに考えております。

それと、先ほど議員のご質問のありました全国からの農業研修制度というふうなことで、全国から農業研修の若者を受け入れて、研修を行ってはどうかというふうなことでございますけれども、これにつきましては、現在中山間地域等につきましては、農業の高齢化によりまして担い手が非常に不足をしております。それで、都会からの新規就農者の受け入れにつきまして、非常に担い手として重要な施策でないかというふうにも思っております。それで、具体的に議員のほうでご提案のありました研修制度を阿波市としてどのようにするかというふうなことにつきましては、きょう初めてお聞きした内容でございますので、その内容等十分研究も精査もさせていただきまして、阿波市でどういうふうな取り組みができるかというふうなことについて今後十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 構想とかビジョンは、総合計画の……。

市長、答弁ありますか。今のでいいんだったら、答弁要りません。もし言いたいところがあるんでしたら、ほんなら市長のほうから、済いません、答弁。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員からは、農業立市の基本的な構想を市長どう考えているのかということでございます。

今、田村部長のほうから、非常に細かいっていうんですか、いろんな多岐にわたる農業振興の項目をるるご答弁申し上げたようですけれども、まず私考えますのに、今までのこの議会でもご答弁申し上げましたけれども、市自体が本当に阿波市の農業の実態が皆さんに説明できるような、あるいは農家の方に、市民の方に説明できるようなデータがしっかりしたものがない。人を集めても、根拠がないわけです。問題点は上がるんだけど、

じゃあ本当にどうなのっていうことは、データがないのに、幾ら説明して、ああやれこうやれだったって無理だと思うんです。今現在、県のOBの方も来ていただいて、農家に入り、あるいは農協等々の農業団体に入って、るるそのあたりのデータ集めていうんですかね、そんなことをやってます。これが、今年中には恐らく仕上がるんじゃないかな。それができたら、やっぱりスライド化、グラフィック化等々をして、それぞれの農業関係の団体、あるいは担い手の団体とか、そういうところへ行って、阿波市の実態の説明を申し上げる。そんなことから始めたいと思ってます。

ただ、基本的な構想っていいますと、民主政権になりましてから、農家の戸別所得補償っていうのが今動いてます。結構、思ったよりか成績がいいんじゃないかなという感触を受けてます。ただ、来年から畑作についても、稲作の所得補償が適応になりますけれども、阿波市が6割、7割になります生産額を誇っております野菜が対象になってない、あるいは畜産が対象になってない。これは、従来からの価格補償制度が動いてるために、戸別所得補償制度の対象にならないんじゃないかっていう感じしています。ただ、そうした中でこれから先も、農産物、野菜、畜産物を含め、値上がりは恐らくなかなかできないと私見てます。むしろ、下がっていくんじゃないかな。じゃあ、その対応をどうするのか。戸別所得補償では、恐らく農家の経営は満足できるものじゃないと考えてます。農家の利益をふやすために、生産物の価格は上がらない。じゃあ、生産コストを下げたら、その利益の差っていうのは大きくなりますよね。国からいただける戸別所得補償どころじゃないんじゃないかな。というのは、非常に機械等々の投資が過ぎてる。例えば、うちの議員にもおいでますけれども、1,000万円近い機械の投資をしながら、9反ぐらいしかつくってない、あるいは7反ぐらいしかつくってない。じゃあ、1,000万円もの機械、年間どれぐらい動くかって言ったら、5日とか1週間。ほかでもうけた金が機械の投資に行なって、効率的な所得控除につながらない。そのあたりが一番ネックになってんじゃないかな。

部長も今話しましたけれども、じゃあどうするんだと。やっぱり機械あたりは、共同利用ちゅうんですかね、あるいは集落営農、あるいは投資を控える、ファームサービス、そんなところで生産費のコストを下げっていく。恐らく、米とか、今阿波市がつくってますけれども、麦とか、非常に省力的なものについては機械化が可能であろう。1人で10ヘクタール、20ヘクタールができるんでないかなと思います。

あと、今一番問題になってます農業者の高齢化の問題、担い手不足、これについてはど

うするのかということなんです、あるいは中山間です。そのあたりについては、手間仕事っていうのですか、まさに野菜なんかは手間仕事です。そのあたりに高齢者の方が集落内で協力していただけないかな。特に収穫です。毎日毎日日銭が稼げる。我々サラリーマンと同じような形態に持っていきけるんじゃないかな。例えば、ナスビは日に日に、4時半、5時に起きて、2時間やれば、1万円とか2万円になっていく、こういうようなやっぱり手間仕事。だから、労働配分を集落内、あるいは地域内で分けていく。そういうことをしていただける高齢者あるいは集落営農、これについては、実態が明らかになって、本気でやっていただけるなら、市単補助を国、県の上に上積みしたい。モデルの集落営農、あるいはファームサービス、そういう地域を3年、4年かけて育ててみたい。恐らく、その部落、集落、営農成功すれば、みんなまねしていくんじゃないか。思い切ってそういうところには、たくさんの予算をつけられませんけど、やってみたい。余り例がないと思いますけれども、モデル的には来年からは予算化したいと思っています。ただ、しっかりした実態と、そういうモデル農家が本当に名乗りを上げてくれるかどうか、そこらがポイントでないか。そのあたりが阿波市全体に広がっていけば、担い手の土地の集約、あるいは省力化、規模拡大、一方高齢者等々の方が日銭を稼ぐたら言葉は悪いんですが、そんなところもしっかりと生きがい対策にもいけるんじゃないかな。行く行くは、その生きがい対策、高齢者の方々に安全・安心なものをつくっていただいたら、学校給食とか、あるいは農産市とか、そんなところへも出荷していただいて、子供たちにも安全・安心な食材供給ができていくんじゃないかな。最低限、恐らく学校給食に供給するといえ、1,000戸ぐらいの農家がまとまらないとできないんじゃないかと思っています。この点、教育委員会等々とも連携しながら、来年もしっかり経過を見守っていきたいと思っています。これが、私の本当に農業立市への基本構想と考えていますので、よろしく議員の皆様、ご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 今、市長のほうから、本当に積極的な取り組みについて、ファームサービスとか集落営農、助け合いの部分のモデル事業を市単で加算してでもやりたいということを言われました。

やっぱり農業でまちづくり、農業で金をもうけるんなら低コスト、これもすばらしい大事なことなんですけど、まちづくりとなると、さっき市長が言われたように、お年寄りもおれば婦人の方もおられます。その人たちには、加工の技術なんかもこれから協力しても

らわれないかん部分もありますんで、2点目の農業振興なんかで言いましたけど、生産品目の選択っていうのは、今のブランドの部分をもっと特化させていきたいと、それでいいんじゃないかなと思います。ただ、きのうでしたか、御所のブドウの長いとか、珍しいものを1つ入れて、そこから加工とか広げていくやり方もあります。また、ホンモロコという声もありますんで、総合計画の中にも地域特産物の新たな導入という分もありますんで、その点も生産品目に関してはちょっと考えておいてほしいなと思います。

それから、生産者の育成は、今市長が言われたとおり、あらゆる分野の農業にかかわってくる、年寄りの部分、認定農業者、企業参入も含め、新規就農者、集落営農の法人化とか、いろいろな部分で、あらゆる部分の立場の人の育成のための企画なんかをやっていたきたいなと思っております。

それから、生産基盤については、今作物で分けようという。中山間地は、お年寄りの野菜でもええという話もあったんですけど、さっきも池光さんが言われたように、鳥獣被害でお年寄りがやめていきよるっていうのが中山間地の狭いところ多いんで、そこいらも生産基盤整備の中で少しは考えていただきたいなと思います。

それから、圃場整備そのものについて低コスト化と言いますが、阿波市ではかなり圃場整備の率って低いように思います。

それから、さっきつくるだけでなしに、遊休農地とか放棄地っていうのが、ある程度かなり固まった形で今後あいてきますんでね、山のほうから、そこいらの圃場整備も今後はちょっと考えてほしいなと思ってます。

それと、ちょっと話は変わるんですが、先月井原市のほうへ視察研修に行きました。ほんで、産直市と、それと学校の地産地消、それから市民農園ということで、ちょっと。そのときに感じたんですけど、井原市では食糧の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言っていうんを出してるんです。都市宣言で、タウン構想っていうてもええんじゃないけど、都市宣言っていうものを出してます。そのことによって、有機農業の振興、地産地消の推進、食育の推進ちゅうように、農業振興だけでなしに、総合的に取り組めるようにしてます。

確かに、低コスト化が一番必要なんですけど、井原市の場合は、販売戦略として、農産物の生産量やロットの大きさでなく、井原市さんイコール安全・安心といった地域イメージをブランド化して、戦略に取り込んでおります。それぞれの市で農業によるまちづくりの取り組み方っていうのは違うんですけども、私が井原市で感じたことは、農業によるまちづくりの構想や理念が都市宣言の中で明確化されて、みんなが知ってんです。ところ

が、市長も総合計画で言われてるんじゃないけど、余りそこいらが皆さんに周知されてないのかなと思いました。また、実効性を担保にするために、地産地消推進条例、食育推進条例、有機農業推進条例、地域農林水産業振興条例、遺伝子組み換え作物栽培規制条例の5本の条例をつくっとんじやないですよ、これを一本にまとめとんです。食と農のまちづくり条例一本に多くの条例をまとめて、そうすることによって、部課横断的、それが全庁的な取り組みにするとともに、市民の参画と協働を促しとんです。まちづくりということになっていけば、全庁で取り組めるような形で、農林だけでなしに。

阿波市においても、阿波ブランド推進事業で、農業の実態調査を行って、今年度中に中・長期的な農業振興計画を策定するっていうことでありますけれども、できたら農業立市に向けて、阿波市の農業によるまちづくりの構想や理念を都市宣言とか、わからすということやって、やっぱり部課横断的な条例制定をやって、市民の参画と協働の部分もちゃんとつくって、実効性の高い振興計画にするべきだと考えますが、その部分だけ再問いたしますので、答弁をお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 議員の再問でございます、都市宣言または条例の制定というふうなことでございますけれども、今私ども阿波市では、基本総合計画にも基づきまして、農業振興計画の策定中でございます。策定につきましては、年内策定を目標に今事業を進めているところでございます。

それに伴いまして、まちづくり宣言、またそれに伴いますいろんな条例の話がございましたけれども、それにつきましても十分研究もさせていただきながら、また検討をさせていただくというふうなことで、ご答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 阿波市の農業立市については、構想や理念を明確にし、阿波市が長期的にやっぱり理念がしっかりしてないとぶれてしまいますんで、流れの中で、阿波市が長期的視野に立って取り組めるようにするとともに、市民の参画と協働を促し、さらには部課横断的条例制定により実効性のあるものにしなければならない。また、事業は人なりというように、全国公募による農業に情熱と意欲のある若者の就農定住対策が必要と考えます。これらのことを今年度策定される中・長期的農業振興計画に生かされることを期待して、次の質問に移ります。

次に、臨時職員の身分保障についてであります。

阿波市においては、8月1日現在、正規職員421人、臨時職員223人であり、臨時職員の割合は35%にもなっています。特に、保育所には正規職員55人、臨時職員106人で、臨時職員の占める割合は67%にもなっている。また、幼稚園でも正規職員が22人、臨時職員が26人で、54%であります。保育所では、保育サービスの7割を臨時職員が担っていると言っても過言ではありません。しかしながら、臨時職員の身分保障は低く、給与は正規職員の3分の1にも満たない、仕事の内容や子育て支援の責任上からも、早期に身分保障の改善をすべきと考えるが、どう対応されるのか答弁を求めます。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 7番松永渉議員の臨時職員の身分保障にということで答弁させていただきます。

現在、本市におきましては、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、常勤職員のほか、事務の種類や性質に応じまして、臨時・非常勤職員といった任用、勤務形態を活用しまして、組織において最適と考える人員構成を実現することによりまして、最少のコストで最も効率的な行政サービスの提供を行うことが重要であると、このように考えております。このことから、合併当時から現在と比較としまして、臨時職員は約50名、それから嘱託職員は約20名増加しております。これは、子育て支援の充実として、0歳児保育や障害児保育による職員の加配、それから市単独の英語指導講師や介護支援専門職員の設置が要因となっております。

本市の臨時職員は、臨時的任用職員の取扱基準によりまして、地方公務員法第22条第5項の規定に基づく臨時的に任用する職員で、任期は1年以内と定められております。現在、再度の任用が行われていますが、同一の職に再度任用されたという意味ではなく、任期終了後、あくまで新たな職に客観的な能力実証に基づき任用をしているものでございます。

なお、臨時職員の任用以外の処遇で、休暇や賃金等につきましては、毎年近隣市町村の動向等を考慮し、検討しているところでございます。

よく似た答弁になると思いますけれども、議員ご指摘の経験年数による給与加算ということですが、先ほど申しましたようなことから、同一職務内容の職に再度任用されまして、職務の責任、困難度が同じである場合は、職務の内容と責任に応じて報酬を決定するという職務給の原則からすれば、報酬額は同一となっております。先ほども答弁させていただきましたけど、今後毎年の賃金水準の決定に際しましては、近隣市町村等の同一の職

種の賃金や常勤職員や民間企業の労働者の給与改定の状況等々を考慮しまして、賃金額を決定してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 臨時職員としての対応の中では、なかなか臨時職員という縛りがあるために給与改善なり処遇改善ができにくいということなんで、3点ほどちょっと、多分僕たちの認識とか、保育士の認識、それからまた執行部の認識の違いもあるんで、再問させていただきたいと思います。

1点目には、保育士の現状です。平成17年では4割だったと思うんですね、臨時職員が。今は、7割近くいます。こうした現状が今の地公法第22条5項の臨時的任用で雇われていますけど、本当に適正だと思ってる、ここへ当てはめることが適正だと考えておられるのかどうか、理事者側が。

それと、2点目には、臨時保育士の仕事が、責任上、それから資格、それから能力、それから継続年数、さっき1年1年じゃけん新たなと言うけど、もう2年以上働つきよる人が80%以上ですよ。実際には継続して働いているっていうのが、現実的な問題であります。その人たちに、給与として、身分保障として、今幼稚園と保育所が6,700円ですが、これは適正なもんだと考えているのかどうか。

それと、3点目は、なぜ7割も臨時職員がふえとる中で、正規採用を行っていないのか。

この3点について再問をいたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 松永議員の再問に対しまして答弁をいたします。

まず1点目に、臨時保育士の現状は、地方公務員法第22条第5項の臨時的に任用に当てはまると考えているのかという質問でございます。

議員ご指摘の件につきましては、地方公務員法第22条で、人事委員会の置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合または臨時の職に関する場合において、6月を超えない期間で臨時任用を行うことができるとされております。また、この場合において、任命権者は、その任用を6カ月を超えない期間で更新するができるとされておりますので、該当になると、このように考えております。

それから、2番目の臨時保育士の仕事は、責任上からも資格能力、継続年数からも、適正な給与水準、身分保障と考えているかというご指摘でございます。

阿波市の臨時保育士の賃金につきましては、どこもですけども、全国的にも同じですけども、その自治体のさまざまな状況を踏まえまして、自治体みずからが決定するものと考えております。本市では、毎年度予算編成の段階で、近隣自治体の状況、社会情勢等々を考慮しまして決定をしております。

来年度予算編成についても、10月下旬には予算編成についての基本方針を示す予定でございますけども、前に述べました状況等を考慮して決定していきたいと、このように考えております。

以上のことから、現在の臨時保育士の給与水準は、採用時点でも十分説明しておりますので、予算措置している以上、私は適当な水準にあると、このように考えております。

それから、3番目のなぜ正規職員を採用しないのかというご質問でございます。

議員ご承知のとおり、平成16年度から平成18年にかけて、三位一体の改革っていうのが小泉政権下の中で行われました、この三位一体の改革っていうのは、国庫補助負担金改革、それから地方交付税改革、それから国から地方への税源移譲という、この3つが一体的に出されたわけですけども、この三位一体改革によりまして、従来国から交付されておりました児童福祉費国庫補助金が全額削除されました。それのかわりに、地方交付税等に一般財源として振りかえたんですけども、これは額が国庫補助金での額の部分に達していなかったという実情がございますし、先ほど申しました税源移譲も十分でなかったということがございます。これは、私たち公立の保育所にだけは支給されておらず、民間の保育所には現在も支給されております。このような状況の中、民間活力の導入ということで、官から民へということで、民間にできることは民間ということで、現在のように保育所の民営化がこのあたりから私は検討なされたんでないかと、このように考えます。

我々、地方を取り巻く財政状況が大変厳しさを増す中、行政と民間との適切な役割分担のもと、効率性、専門性や行政責任の確保等を踏まえながら、阿波市第2次集中改革プランで、保育所等につきましても、指定管理等を検討することになっております。そういうことで、現在保育所のあり方等について検討しておりますので、その結果を踏まえまして、今後検討してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



以上です。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 理事者側の認識というか、答弁と私の考えと大分違うような気がします。

地公法第22条5項っていうのは、あくまでも半年とか1年の仕事を規定しとんです。災害のときなんか、緊急に雇う場合とか、保育士の場合だったら、先生が病気になったとか、幼稚園でもそうだろうと思います。それから、急に子供の数がふえたために1年間要るとか、そういう部分のことを想定して、1955年かな、つくられたんじゃないと思います。

これで、今の臨時さんを縛られると、後処遇の改善ができなくなるんです。だから、逆にいうたら、国に向けても法的整備をちょっと考えてもらえんのかなっていう部分が質問に立ってたんですけど、それを考えてほしいなという思いがある。

本当に7割の臨時保育士が仕事をしてるっていうことは、逆にいうたら、臨時保育士が主役なんです。保育事業は、臨時職員がおいでできなかったらできない。臨時が正規なんです、事業の中では。正規が、臨時なんかもしれん。そういう状況の中で、地公法で縛るちゃうんは、僕としては納得がいかんところであります。ただ、法的には、今のところ間違いはないんで仕方がないと思いますけど、そこいらもよく考えてください。

それから、臨時保育士の仕事は、責任上からも資格、能力、継続年数から適正な給与水準と考えているのかということで、適正だ。事務的には適正なのかもしれない、確かに。それは、さっきも言うたように、臨時的任用で雇っている以上、ここが改正できないんですよね、逆に。さっき言いよった、僕が5年、10年行きよるんじゃないったら、10万円違うところで、2,000円でも5,000円でも経験でつけてあげたらどうでということができないんですね、上の法律で縛られると。

ただ、きのうですかね、板野教育長が言いよりました。幼児教育ですか、5歳までの、一番大事な人格形成に携わるという話で。保育所とか幼稚園ということで、やっぱり事務仕事とか物をつくるのではなくて、人格形成のとこを人を相手にする責任があるんですよ。だから、僕は保育事業とか幼稚園事業っていうんは、逆に国の人づくりの機関づくりだと思うんです。これは、公共が担わなければならない部分だと僕は思ってます。そういう責任上、それが国家資格を持っている。それから、人として、親の指導してもらったよりも、保育士の後ろ姿とか、幼稚園の先生でこのころ人格形成ができていくんで、そうい

う責任上の問題から、それから勤続年数5年も10年も、8割の人が2年以上働いている。それから30年も働いている人もいる。これらを考えたら、今の身分保障っていうんは、物すごく僕は低いと思ってます。

それから、正規職員に雇えないと。財源的な問題です。ただ、さっきも言われたように、民間も補助から交付税に変わったんは変わったけど、民間もそれからうちも、税金で保育所って運営されてます。交付税措置が交付補助から下がったときに、これだけの金額を措置されなかったという話ですけど、これは国にちゃんと言うべきだと思うんです。というのは、僕が思うたんは、7割の試算の保育単価からいくと、約21万円ぐらいの人員費っていうんは、民間でもおりにきよんです。そしたら、法律化するけんそれと一緒に同じ税金使って子供たちを見るんだから、それは要望してそこをもらい、そこをもらえたら、逆に今の6,700円じゃなくて、多分10万円から30万円ぐらいの、これも法律を変えないかねやけど、さっきの縛りがあるけんできんのやけど、給与体系って組めるんですよね、一生懸命しよる人たちに対して、市だけではできないと思いますけど。

それと、さっき各市との整合性もあるって言うけど、地域主権の時代、それから地域間競争もやっていかないといかん時代やし、県下でもトップクラスの子育て市って言われているんで、それを担っている人たちに対してもやっぱり身分保障をちゃんとしてあげるようにしていただきたいと思います。

国も地方も厳しい財政状況の中、安い賃金で公共サービスを担っているのは、ふえ続けている臨時職員であります。この人たちが公共サービスに対する努力や情熱を失わせないためにも、臨時職員の処遇改善を国及び市のほうも早期に取り組んでくれることを要望いたします。

次の質問に移ります。

平成22年度の職員採用についてであります。

1点目に、今回の職員採用については、合併時の4分の1方式が守られているのか。2点目には、適正職員数は幾らか。4分の1でずっと減していくと、どんどん減っていきますんで、適正職員数は幾らなのか。3点目に、合併から5年間で減少した事務事業、増加した事務事業の事業名と人数は幾らぐらいなのか。4点目に、同じ人を25歳採用と35歳採用ですると、年間人件費の比較はどうなるのか。5点目に、今回の受験資格の年齢要件の根拠は何なのか。上級が22歳から32ということなんです。県は36歳ですか。初給が17から20、県が21かね。それから、幼稚園教諭が30歳で、県が31。これの

違いについても答弁していただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 松永議員の職員採用について、まず1点目の適正職員数と4分の1方式ということで答弁させていただきます。

阿波市の職員数は、合併時495名でございました。職員数の適正化については、阿波市行財政改革大綱による集中改革プランによりまして、平成17年度から平成21年度の第1次集中改革プランでは約50名の444名まで減少させる計画でございました。平成22年4月1日現在で71名減の424名となっております。勸奨退職や定年退職者の4分の1採用を行使せず、職員採用を専門職3名、事務職2名のみ抑えまして、事務改善や指定管理制度の導入を図りまして、積極的に職員数の抑制に努めたため、計画以上に職員数の削減が進んでおります。しかしながら、退職者不補充によりまして、既に職員の年齢構成にはアンバランスが生じてきていますので、今後将来の阿波市の行政を担う人材の確保、育成、組織の活性化、計画的な新陳代謝を図りまして、住民サービスの低下を招くことのないようにしていかなければならないと、このように考えております。

阿波市では、これまでの計画の進捗状況、それから国の方針を踏まえまして、平成22年度から平成26年度までの第2次集中改革プランにおける定員適正化計画におきまして、444名の10%減の399名としています。この計画に基づきまして、将来の阿波市の組織構成や今後の行政を担う職員構造も考慮しながら、財政の健全化と公共サービスの向上を保ちつつ、積極的に職員定数の適正化に努めてまいりたいと、このように考えていますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の減少事務事業と増加事務事業ということでございます。

これにつきましては、減少事務事業が、平成19年度には図書館の指定管理導入がございました。それから、平成21年度には、児童館の指定管理がございました。それから、22年度には、議員ご承知のとおり、ケーブルネットワークの一部委託、それから養護老人ホームの吉田荘の民営化がございまして、合計で32人が削減されております。

それから、増加事務事業としましては、平成17年度に福祉事務所を阿波市になって設置したということ。それから、平成18年度には、介護包括支援センターの設置、地籍調査課の設置、それから平成19年度ではケーブルテレビ整備事業、介護包括支援センター、国民健康保険特定健診、それから平成20年度では契約検査担当、それから平成22年度は庁舎建設課の設置、住宅課の設置ということで、計49人が増加しております。

このように、減少事務事業につきましては、先ほど申しましたように、指定管理者制度の導入や民営化移管によります。増加事務事業につきましては、国の制度改正や合併関連事業、地籍調査や契約検査などの重点的な施策を実施したことによりまして増となっておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから、3点目の25歳採用と35歳採用の比較でございます。

現行でございますけれども、25歳で採用されますと、定年の60歳までは35年勤務となります。35歳採用では25年の勤務年数となるわけですが、資格職種の採用時の資格要件に経験年数を取り入れると、即戦力の人材が得られるメリットはございますが、当然のことながら、資格要件に見合った初任給の格付となり、初任給から高い格付の給与となっております。

資格要件が年齢のみの場合は、25歳と35歳の採用者の初任給の格付が学歴条件や前歴等によっては同じとなる場合が考えられますが、初任給の格付が同じ場合では、議員ご質問の25歳採用者が35歳までの採用者より定年までの平均給与が約10%ぐらい高くなるような計算になります。

25歳と35歳採用の比較については、以上答弁とさせていただきます。

それから、最後に、年齢要件の根拠ということでございます。

今回、実際は上級行政職の年齢要件の根拠としましては、平成22年4月1日現在の市職員の年齢構成が22歳から30歳までの職員が全体の7.3%でございます。それから、31歳から35歳が全体の13.0%、それから36歳から40歳が全体の16.3%となっております。特に30歳までの職員が希薄となっていることや、採用後のキャリア形成の観点、それから近隣の市町村との均衡を考慮しまして、昨年度と同様、採用年齢22歳から31歳までの年齢で設定いたしましたので、よろしくご理解をお願いしています。

それから、保育士、幼稚園教諭につきましては、短大卒業程度で資格が得られること、上級行政職が大学卒業程度の試験を出題することから、上級行政職の年齢要件が2歳繰り下げ29歳以下とし、上級行政職と同等の年齢幅を設定いたしました。しかしながら、幼稚園教諭、保育士等の専門職について、近隣市は、吉野川市が29歳、それから美馬市が33歳、三好市が35歳となっております。引き上げている団体もあることから、本市の職員の年齢構造も踏まえまして、今後の職員採用において年齢要件の引き上げも含め、真に幼稚園教諭、保育士としてふさわしい資質、能力を有する人材を確保できるよう採用の

あり方などについても、なお一層の工夫、検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 今回の職員採用については、合併時の4分の1方式よりまだ抑えられとるということでもあります。適正職員数は、平成27年4月1日で399人。ただ、平成17年に正規職員495人おりました、平成22年4月には424人ですかね、大体71人ぐらい減ってます。ところが、臨時職員に関しては、平成17年から156人、平成21年には232人かな、76人ふえています。この適正職員数の中で、臨時についての考え方はどういうふう考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、減少した事務事業ですけれども、ふえたほうが多いということで、職員に少し厳しくなってるのかなと思っております。

それから、25歳採用と35歳採用では、同じ人を雇った場合10%ぐらい違うよと、それで。同じサービスを安くできるかなと思います。

それから、受験資格の年齢要件なんですけれども、年齢構成とか付近に合わせてるって言いますが、幼稚園教諭に関しては35歳以下の正規職員はいません。

市長にちょっと最後に質問しますが、徳島県が年齢要件を引き上げたのは、経済危機の中での緊急雇用対策の側面があります。阿波市においても、経済危機のため失業して市外から帰ってきた若者や就職難である程度年がたって職を探している若者も多くいます。また、阿波市には、232人の臨時職員が公共サービスを担っています。この人たちの多くは、いつか正規になれるという夢を持っています。もし今回の年齢要件が徳島県と同等な条件なら、市内の多くの若者が受験できました。経済危機の中、多くの若者に受験のチャンスを広げるためにも、県と同様の年齢要件にすべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 松永議員の臨時職員がふえてる要因について……

（7番松永 渉君「要因っていうか、考え方ね、適正職員に対する。適正職員ではあるんっじゃけど、臨時についてはどう考えてる」と呼ぶ）

我々の一般行政事務については、ご存じのとおり、臨時職員っていうんは雇用を現在の

とこしておりません。先ほども申し上げましたように、やはり保育所とか幼稚園につきましては、先ほど説明したようなことがありますんで、臨時職員の方に業務を頼らないかんというふうな実情になっておりますので、その点、申しわけないんですけども、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員からは、市の職員の採用年齢、このあたりを県並みに、県は緊急雇用ということで上げたというような話があるわけですけども、上げたらどうなという話なのですが、部長からお答えしましたように、一般行政職については22歳から30歳ですか、阿波市の場合、たしか7.3%で、31人しかいないと。そこらあたりを考へて、採用の年齢を県よりかはるかに低うしてるといふような答弁したわけなんですけど、これまさに私どもで35歳、あるいは6歳といふようなことも検討はしたんですけど、やはりそういう年齢構成のほうが有利になったんですかね、そんなことで、今年度は県よりか低い年齢で採用をしています。

特に、保育所のほうの臨時の方が、調べてみましたから、6年とか8年、ずっと臨時をやっている。しかも、仕事の内容については、正規の職員、先生以上に非常にキャリア的な仕事内容をやっているんじゃないかといふふうなことですけど、ご承知のように、今のうちの職員の採用、全部委託しています。だから、どうしても成績が第一の最優先される。そのあたりから考へますと、7年、8年で非常にキャリア的にはすごいんですけども、1次試験はどうしても公平公正の関係から、これは受けてもらわなしようがないかな、合格してもらわな困るかな。あと、細かいことになるんですけど、論文あたりも私どもがやっているわけじゃなくて、やっぱり委託したほうの会社のほうがやっている。そんなところの非常に難しい試験方法を採用しています。これは、阿波市だけでなく、県下恐らく全部やられているんだと思ひます。1次が受かってきたら、面接になれば、これはまたそれぞれの面接委員が独自の立場から個人個人を評価していく、そのような非常に難しい採用をやっている関係で、なかなか臨時の方が7年、8年やっているからといって、即採用というわけにはいかないんじゃないかな。ただ、そういうチャンス、機会ですか、特にそういう、板野教育長も言っていますけども、幼・保の絡みは、一般の行政職と若干違ふのかなと。そういう子供に対する育て方っていふんですか、そのあたりを考へたら、年齢も考へてもいいんじゃないかなといふ気もしていますので、積極的な対応をこれからちょっと考へてみたいと

思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。

○7番（松永 渉君） 本当に採用というより受験のチャンスだけは広く与えてほしいな  
ってというのが僕の気持ちであります。

職員採用試験については、年齢要件を引き上げることにより、経済危機の中での雇用対  
策であるとともに、ふえ続ける臨時職員の正規職員への道を広げることにもなり、さら  
には経験豊かな人材を雇用することは、すぐに即戦力になるばかりでなく、生涯賃金、退職  
金や育児休暇等を考えると、人件費の削減にもなります。最少の人件費で最大の行政サー  
ビスを行うことが、今も昔も行政の使命であります。今や、公共サービスの半分が借金で  
行われている厳しい財政状況では、最少の経費で最大の効果を上げる行政経営を行うべき  
であります。事業は人なり、公共は人間なり、奉仕の精神を持って努力した人が報われる  
阿波市になることを望み、最後の質問に移ります。

ファミリー・サポート事業について。

ファミリー・サポート・センターの概要と設置への進捗状況、また今後の取り組みの課  
題は何か、答弁を求めます。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 松永議員のファミリー・サポート・センターについて、  
1点目に、センター設置への進捗状況ということでお答えをいたします。

平成22年度子育て支援策の新規事業で、子育て中の人や働く人たちの家庭を地域で支  
援し、安心して育児ができる環境整備を図るため、育児の相互援助活動として、阿波市フ  
ァミリー・サポート・センターの設置、援助活動開始に向けて、現在準備を進めていると  
ころであります。

まず本年6月に、市内の保育所に通所及び幼稚園に通園する児童の保護者に向けて、フ  
ァミリー・サポート・センターに関するアンケート調査を行いました。アンケート調査の  
世帯は、1,007世帯に配布し、802世帯、回収率79.6%の世帯から回答をいた  
だいたとこであります。

集計結果は、「利用してみたい」32.2%、「利用したくない」17.8%、「わか  
らない」46.5%という結果が出ております。「利用してみたい」という回答の中  
には、以前に他市町村で利用していたので、阿波市のセンターの設置、利用を強く要望され  
ている保護者の意見もありました。

現在、啓発用として会員募集のパンフレットを編集し、印刷製本をしております。10月には、全戸に配布できるよう準備をしているところです。

次に、9月1日には、阿波市ファミリー・サポート・センターの設置及び事業実施要綱並びに会則を定めまして、要綱については、告示をしておるところであります。

次に、10月には、センター事務局本部に援助活動の調整などを行うアドバイザー要員、非常勤職員になりますけど、2名を市内から公募をいたします。公募につきましては、10月1日付の広報阿波に詳細に掲載いたします。10月中旬にはアドバイザーを決定いたしまして、アドバイザーとしての研修、講習、講座等を受講していただき、専門的な知識を身につけていただきます。

次に、会員の募集を10月に全戸に配布するパンフレットで募集し、会員登録の入会申し込みを受け付け開始いたします。会員には、育児の援助を受けたい人の「依頼会員」と育児の援助を行う人の「提供会員」、二通りの会員があるわけですが、提供会員には、子供を預かるときに必要な知識やけがなどの緊急時の対応ができるよう、専門的な講座を受講していただきます。本年度は、11月から12月にかけて実施いたしまして、合計24時間の講座を計画しております。また、次年度からは、年に1回この講座を開催していきたいと思っております。平成23年4月には、相互援助活動を開始する運びです。この時点で、会員登録が100名以上を目指しておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、2点目の今後の課題についてでありますけれども、まず育児の援助を受けたい人「依頼会員」と育児の援助を行う人「提供会員」の会員登録数の確保です。募集には、阿波市のホームページ、広報紙などに掲載し、会員を募りますけれども、また民生児童委員協議会などの協力依頼や各種イベント時にセンターのPR、会員募集をあわせて行いたいと思っております。

登録については、随時受け付けを行います。

次に、気持ちよく援助活動を行うために、安心・安全な預かり体制を構築し、子育て支援機能強化の一環として、会員同士の信頼関係を結ぶための交流会や広報を充実させたいということでもあります。また特に、提供会員の専門的な知識の習得に向けた講座を随時開催する、以上のようなことが今後の課題と考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本雅雄君） 松永渉君。



○7番（松永 渉君） ファミリー・サポート・センターが、10月に広報して、会員を集める、それからアドバイザーを募集かける。それから、講座なんかも開いて行って、4月から開設ですね。課題としては、会員数がある程度確保されないと、100名が最低の会員数ということです。

今の課題はそうなんですけど、将来的にはこれが本当に子育て支援のファミリー・サポート・センターが軌道に乗って、お年寄りのほうの支え合いまで広がっていったら、本当は将来的にはそこまで広がってくれたら助かると思っております。

この事業は、地域で育児を助けるため、育児をお願いしたい会員に対し、育児を応援したい会員を紹介し、育児を手伝ってもらう相互援助活動を行う事業であります。現代の社会では、核家族化などにより、家庭のきずなや地域のきずなが希薄化する中で、地域の助け合いの心や仕組みを再生し、地域力を向上させるすばらしい共同参画事業であります。しかし、ファミリー・サポート・センターの開設には、最低育児をお願いしたい会員100名、育児を応援したい会員100名が必要であります。どうか市民の皆様には一人でも多く会員登録されることをお願いいたします。

最後に、ファミリー・サポート・センター事業で、地域内での新たな出会いや助け合いの輪が広がり、支え合える家庭、支え合える地域、支え合える阿波市になることを願い、すべての質問を終わります。

○議長（岩本雅雄君） これで7番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

（19番 稲岡正一君 退場 午後0時00分）

（13番 稲井隆伸君 入場 午後0時55分）

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番樫原賢二君の一般質問を許可いたします。

樫原賢二君。

○9番（樫原賢二君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、春の選挙で当選させていただきまして以来、2回目の質問とさせていただきますが、また市民と行政のパイプ役、生活安定・向上を政治理念として頑張ってもら

ますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、ことしは、地球温暖化のため非常に暑い毎日が続いておりますが、市民の方々の健康を非常に心配しておる次第でございます。十二分にご自愛くださいませ。

また、質問に入る前に、「あすに向かって花咲く安らぎ空間阿波市」という代名詞のもとに、今回私は質問をいたすわけでございますが、まず質問に入る前に、これが阿波市が採用しておるポスターでございますし、これが阿波市の阿波土柱と申すわけでございますが、この件につきまして質問をさせていただきます。しかし、このポスターにおいては、時期は未定でございます、現在の土柱を今からお見せいたします。

現在の土柱がこれで、こういう状態になっておる次第でございます。

それでは、通告によりまして、通告のとおり質問をさせていただきます。

阿波市民は、市内でどこへ観光に行けばよいか、また県外のご親戚の方々また友人がお越しの節になったときに、非常に観光するところに困っておるというのが、市民からの強く強くの要望でございます。

なお、先ほどお見せいたしました土柱でございますが、世界に3つしかない、阿波の土柱、アメリカのロッキー山脈、イタリアのティロル地方の土柱でございますが、我が阿波市にある阿波土柱が非常に荒れ果てております。そこで、原状復帰するために、文化庁の問題もあろうかと思えますけれども、現在崩れておる土柱を修復するには、土とセメントと水とを混合して、もとのような、先ほど見せましたような復帰をしてはどうかと、こういうふうに思うわけでございますが、この点につきましてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 9番樫原議員のご質問にお答えを申し上げます。

阿波の土柱の修復というご質問でございますが、ご承知のように、阿波の土柱につきましては、国の天然記念物というふうに指定がされております。それで、文化財保護法がありまして、国の天然記念物に関しましては、保存に影響を及ぼす行為でありますとか、原状の変更につきましては、文化庁長官の許可が必要となります。そういったことで、今申されましたような修復の仕方は不可能でないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 樫原賢二君。

○9番（樫原賢二君） ただいまご答弁をいただきましたけれども、私が申し上げた修復

の方法では無理だということでございますけれども、今後阿波市民が最も重宝されておる阿波の土柱、これに最大のご協力をいただきたいと思います。

また、なお続きましてでございますが、蜂須賀家政公が市場町の町筋にご来町いたしまして、早くも400年に近づきょう今日でございますが、大名行列、やねこじき等が盛大に行われており、市民は非常に喜んでおる次第でございます。

また写真をお見せいたしますが、ちょっと待ってください。

これが、大名行列のポスターでございます。このポスターは、ことしは10月10日に市場町町筋で行われるわけでございますが、阿波市商工会会頭の松永敬様が、青年部、婦人部、また地域の方々とともに一生懸命やられるわけでございます。そういうふうな中で、阿波のお殿様、野崎市長でございます。野崎市長様が、当日は、この写真は去年の写真でございますが、去年野崎市長はすい星のごとくあらわれ、蜂須賀家政公になって、8,000人とも1万人とも観光の客が寄せられたと、こういうように聞き及んでおります。またことしも、阿波のお殿様蜂須賀家政公、野崎市長が一生懸命やられるそうでございます。どうぞ、市長、よろしく願いいたします。

それでは、私が一番お聞きしたいのは、この大名行列もそう、それからやねこじきもそうでございます。阿波市民のために観光資源をつくろう、また残そうという姿勢の中で質問をいたしますので、その点を十二分に考慮していただきまして、ご答弁をお願いいたします。

この大名行列につきましては、今から400年前に市場町に蜂須賀家政公が視察に参りまして、あれは何じゃと、また、いやいや、あれはやねこいもんでございますと言いましたところ、何、殿様がやねこじきっちゅうかというのが今日の由来になっておるわけでございます。その由来も、400年の経緯があるわけでございますが、皆さんもご存じのとおり、美馬市脇町のうだつの町並みも人工的につくった観光地の一つでもあるわけでございます。聞くところによりますと、年間10万人余りの人が観光に押し寄せていると聞き及んでおります。ぜひ、やねこじきを、また大名行列を阿波市の観光の目玉にできないものか、ご答弁をお願いします。

また、先ほども申し上げましたように、大名行列はことしの10月10日、やねこじきは10月9日、10日、11日と、3日間やられるわけでございます。やねこじきのほうは、やねこじき保存会というのがございますが、会頭に竹虎本店の関様がやられておるわけでございます。そういうことで、これも相合わせてひとつご答弁をお願いします。

それと、大名行列は、ことしで19年目の歴史を迎えております。どうぞ観光資源が少ない阿波市、ひとつ明確なるご答弁をいただきながら、答弁によりまして再質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 榎原議員のご質問でございます、やねこじき、大名行列の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

阿波市の市場地区には、古くから継承されている、やねこじき行事に関連をいたしまして、やねこじきの由来にまつわる状況を現代に再現するための阿波藩主蜂須賀公の阿波市市場地区への巡行を大名行列と称して実施をしております。同時に行われておる、やねこじきにつきましては、400年の歴史のある伝統行事であります。また、大名行列は、議員もおっしゃられましたように、平成4年に始められまして、今年で19回目となります。昨年は10月11日に開催されまして、天候にも恵まれ、多くの見物人でにぎわっております。

それで、市場町にとりましても、やねこじきにつきましては地域に伝わっております伝統行事というふうなことでございます。当日につきましては、市内はもとより、近隣の市町から多くの観光客でにぎわっております。地域の伝統行事の保存等、観光資源としての役割も果たしておるんでないかというふうにも思っております。同時に、この催しにつきましては、地域経済の活性の一翼も担うというふうにも思っております。

今後、やねこじきなり大名行列を継承していくというふうなことにつきましては、市といたしましても非常に重要で、ぜひ守っていかなければならないというふうにも考えておるところでございます。

つきましては、やねこじき、大名行列につきましては、今後の保存継承につきましては、市もいろいろとご尽力をさせていただくわけでございますけれども、保存会の関さんとも十分協議をさせていただきながら、いろいろ取り組みに協力をさせていただくというふうなことで、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（岩本雅雄君） 榎原賢二君。

○9番（榎原賢二君） ただいま田村部長から保存会の会長である関さんとも相談をしまして、こういうことでございますが、やねこじきを今現在は1万8,000円とも2万円とも皆さんにお払いして、阿波市民全体で応募してつくっておるそうでございますが、本来は、やねこじきというのは、やねこいもんでございまして、麦わらで服を着せて、むしろ

の上でお迎えをするというのが、由来の根源でございます。時代も変わり、いろいろ変わっておりますけれども、このむしろの上で人形がおって、「下に、下に」というお言葉の中で頭を下げ込んで、「平に、平に」と、こういうふうな形の中で物事が進むわけでございます。そういうことで、ぜひお願い賜りたいのは、今現在たくさんの方からご協力していただいて、やねこじきができております。そのやねこじきをおめおめと3日ぐらいの市民の皆様、また市外の皆様の方々が見てなくするんじゃなしに、なんとか知恵と工夫を絞って、一年じゅうやねこじきの町、またやねこじき通りというような名称がつくように、努力をしていただきたいと思います。

なお、この件については、先ほど申し上げましたように、脇町のうだつの町と一緒にございまして、当初はいろいろ錯誤すると思っておりますけれども、一生懸命真剣に取り組んでいただきまして、ひとつ未来ある子供たちのために、1つの小さな観光資源と思っておりますけれども、一生懸命私は残していただきたいなど、こう思う次第でございます。一年じゅう観光ができるようにしてもらいたいと、この点について再度ご答弁願います。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 榎原議員の再問でございます。

やねこじきを常設展示といえますか、一年じゅう見えるようにしていただきたいというふうなお話でございますけれども、この話につきましては、昨年9月に、やねこじき保存会の関会長より市のほうに話もあったわけでございます。それで、そのときの話によりますと、やねこじき保存会で、市場公園内に移設可能な、簡単な建物を設置して、やねこじきを展示したいんだというふうなことで、それで展示することによって、市民の方々とか周辺地域の方々に見ていただきたいと、そういうことで、やねこじきを知っていただきたいというふうなお話でございます。

それで、当時は、市としては、市場公園内の使用願ってというふうなものが関さんのほうが出されましたので、それについては公園内を使用してもいいですよというふうな許可をさせてもらったところでございます。

ちょっと今伺いますと、もう少し大きいといえますか、大規模なお考えがあるようでございます。町筋全体をやねこうじ通りというふうなお話もありましたので、それでこの件につきましては、具体的に展示のほうほうとか、展示の規模とか、展示の場所とか、いろんな問題があるかと思えます、どのように展示するのかというふうなことで、それで、市としての議員の考え方も少しわかりましたので、改めまして保存会の皆さん方とご

相談もさせていただきながら、当然予算も関係してくると思いますので、協議をさせていただいて、検討もさせていただきたいというふうなことでご答弁とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 檜原賢二君。

○9番（檜原賢二君） 前向きなご答弁をいただきましたので、私、このやねこじき通り、すなわち未来ある子供たちのためにすばらしいものができるようになると、こういうふうな気持ちでこの項は終わりますけれども、今後やねこじきの問題、また大名行列の問題等々が前向きにどんどん進んでいっていただきますよう心からお願いするとともに、前へ進まん場合には、ちょいちょい一般質問をして後押しをしたい、こう思うておりますので、この項は終わります。

続きまして、通告をしてございますように、阿波市消防団市場方面第3分団についてでございます。

消防団員は、生命、財産を守るのに、24時間勤務は現在の阿波市消防団の宿命、運命でございます。そういうふうな中で、阿波市消防団市場方面第3分団は、箸供養の団地の中に消防の格納庫並びに詰所がございます。その詰所の進入路、この進入路に箸供養団地の団地の住民が車をとめるわけでございます。何度かございまして、やっさもっさと、もめたこともあるように聞いております。そこで、早くこの問題を解決をしなくては、大変なことになるわけでございます。

阿波市消防団は、管理区域が香美地区全部、箸供養全部、上野段の一部地域、興崎の一部地域と、広大な地域を守っております。この消防団が安心して出動ができるように、ぜひしていただきたいと、消防団員から強く強く要望が出ておるわけでございます。どうぞ明確なるご答弁をいただきながら、またお答えによりまして再質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 檜原議員の阿波市消防団市場方面第3分団についてということで、箸供養団地の敷地内に格納庫、詰所があるが、悪質な駐車により出動できない、早く用地並びに新設を、消防団員から強く要望が出ているという質問をいただいております。

阿波市消防団の分団数は、吉野方面7カ分団、土成方面8カ分団、市場方面8カ分団、阿波方面8カ分団の計31分団です。このうち、市場方面第3分団は、議員ご指摘のとおり

り、市内箸供養団地の一面に昭和53年度に詰所が設置されておりまして、これも議員ご指摘の市場町のしよっていた地区を所管しております。

違法駐車等で緊急時の出動に支障を来しているというご指摘の件ですが、これにつきまして調査いたしましたところ、最近ではそのようなことは起こっていないとのございますけれども、10年ほど前に詰所の前に違法駐車した車両がございまして、緊急時の出動に影響があったようございます。

現在は、対策としまして、詰所前に駐車禁止を示す黄色線と詰所に緊急自動車車庫前駐車禁止というステッカーを2枚張っております、緊急時に支障を来すことはなくなったとございます。ございますけれども、夜間に黄色線の中に駐車していることも多々あるようございますので、住宅担当部局に指導を求めているところが現状でございます。今後とも、緊急時の出動に支障を来さないよう、住宅担当部局とともに、入居者の皆さんなどにご理解、ご協力をいただく取り組みを行ってまいりたいと、このように考えております。

また、早く用地並びに新設をとということで、消防団員から強く要望が出ているということで、詰所の新設等につきましては、市内の詰所のうち大規模改修が実際されてない詰所が、議員ご指摘の市場町の第3分団を含めて14カ所あります。大規模改修が実施されてない詰所は、昭和51年度から昭和62年度に建築された詰所でございます。この14カ所につきましては、本年6月に現場目視調査によりまして、建築部分に係る構造、仕上げ材の損傷程度及び鉄骨接合方法、経年係数等を考慮した現存率による老朽度調査を行っております。この結果に基づきまして、改修が必要な部分については、現存率が低いところから年次計画を立てまして、実施することになっております。

財政の都合上もありますので、今後年次計画を立てまして、計画的に推進したいと、このように考えております。また、昨年来、決算認定のときもありましたけど、臨時の経済対策等々の交付金が国のほうから出た場合は、この14カ所の整備について、なお早急に事業が遂行できるよう整えてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 檜原賢二君。

○9番（檜原賢二君） ただいま藤井総務部長からご答弁をいただきましたけれども、そういうふうな手ぬるいご答弁では市場方面第3分団の団員は納得をし得がたいと、こう思

うわけでございます。

私に課された使命はパイプ役でございまして、私が言うたことは、全部実行していただかなかつたら、パイプ役の値打ちがないわけでございます。どうぞその点十分に考慮していただいて、もう再度ご答弁をいただくわけでございますけれども、なおかつ私が写真を撮ったんですが、これが現状でございます。住宅地の中に消防の格納庫と詰所がございます。もう一枚は、こういうふうになっておるわけでございます。

そういうことで、災難、災害は、いつ起こるやわかりません。非常に地球温暖化の影響もでございます。そういうことで、そんなにびっくりするほど予算は要らんように思います。

先日、市長にもお願い申し上げました。そしたら、阿波市の用地がちょうど今第3分団の東側にあるんだと、こういうふうな、うれしいうれしいお答えをいただきました。きょうはすっぱりしてくれるもんなりと、こう期待しながら私質問したんですが、検討するんやの何やら前へ行ったり後ろへ行ったり、いっちょもわからんようなご答弁をいただきました。再度、ご答弁をお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 榎原議員の再問にお答えいたします。

私も、そういう情報を得まして、議員が今示していただきました箇所は現実に見てまいりました。

先ほど申しましたように、そういう今後計画的に新設っていうか、改修しなければいけない施設が、先ほど申しましたように、14カ所ございます。議員ご指摘の3分団の部分につきましては、その14カ所の中でも損耗度が上位に、早くするような位置づけになっております。先ほど申しましたように、やっぱり14カ所っていうんは、計画的に進めていかなければいけません。一発に、一回ですべてできたらええんですけども、それは、先ほど申しましたように、できませんので、年次的に計画を立ててやらせていただきますので、よろしくご了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 榎原賢二君。

○9番（榎原賢二君） 総務部長も、来年の春には会えなくなるわけでございますが、会えなくなる人に何ぼ追及してもいかんし、最後のとりでである市長にひとつ私の心中察していただきまして、これ第3分団にめんどい人がたくさんおられるんです。何でかちゅう



たら、一生懸命まじめに働く人ばかりです。市民のために、奉仕者でございます。120%の奉仕者でございます。消防団員は、私は名簿を全部持っておりますが、本当に涙が出るほど努力をしております。そういうふうな中で、消防団員からの要望でございますので、ぜひぜひひひとつ一日も早く、大体いつごろからやるんだと、14件の話でなしに、緊急を要しておりますので、どうぞ再度よろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 榎原議員からは、市場の箸供養の市場第3分団の消防の詰所が非常に老朽化してる、消防団員の方も本当に一生懸命やってるんで、早く新築ですかね、改築してほしいというような要望と思います。

今、部長がお答えしましたように、昭和51年から62年ですか、この間に建設された詰所14カ所ってようなご答弁いただきましたけれども、私も第3分団の詰所見せていただきました。確かに、年月が30年たってる割には随分傷んでるというふうなことは承知しておりますので、財政当局ともしっかりと詰めをして、早急に新しい建物ができるように検討したいと思っております。よろしく願いします。

○議長（岩本雅雄君） 榎原賢二君。

○9番（榎原賢二君） これで質問を終わりますが、非常に納得できるご答弁をいただきまして、私はこれで第3分団の消防団員に心強くご報告ができるのは非常に感謝しております。

以上で私の質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで9番榎原賢二君の一般質問が終了いたしました。

次に、20番吉川精二君の一般質問を許可いたします。

吉川精二君。

○20番（吉川精二君） ただいま議長より発言の機会を与えられましたので、議席20番、阿波みらい吉川精二、一般質問を行いたいと思います。

理事者におかれましては、明快にご答弁のほどをお願いを申し上げます。また、答弁によりましては再問をさせていただきたいと思っておりますので、議長においてお取り計らいをよろしく願いをいたします。

今平成22年度の第3回阿波市定例議会一般質問も最終になったわけでございます。

今回通告をいたしておりますのは、お手元の資料でございますように、国民健康保険税

の特別会計についてでございます。国民健康保険特別会計の運営、現状、また今後の見通し等について質問を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

国民健康保険特別会計につきましては、どこの自治体も大変苦慮しとるところでございます。また、国におきましても、たびたび制度の変更等が行われまして、最近におきましては、後期高齢者の保険、また介護保険、退職者国保等、大きく区分けがなされておるわけございまして、絶えず国におきましても議論の対象になつとるところでございます。

また、地方の自治体におきましても、この特別会計、非常に運営面で厳しい局面を迎えておりますし、いろんな問題を抱えております。ちなみに、阿波市は国保運営審議会ということで審議委員をお願いし、理事者のほうから審議委員の審議の過程を経て議会へ提案をされておるといような現状下にあるわけでございますが、今回の21年度決算を見ましたときに、決算の年度末の基金の残高が5,000万円かないといような現状を踏まえまして、インフルエンザとか、最近の状況を見ましたときに、流行性の病気が発生したときに非常に乏しい基金だなど、このように思うわけでございます。ちなみに、本市の平成22年8月23日現在で、基金の残高が5,000万円ちゅうんは本市だけ。徳島市は非常に財政規模も大きく、人口も多いんですが、ちなみに鳴門以下7市の現状を踏まえて見ましたときに、鳴門市が4億1,900万円、小松島市が4億4,500万円、阿南市7億3,600万円、吉野川市が3億3,900万円、美馬市が6億720万円ですか、それから三好市が5億860万円ぐらいといようなことで、それぞれ大きな金額の基金を現在残高として持っております。ちなみに、阿波市が5,000万円といことで、非常に格差が大きいわけでございます。これも、今までの運営で、できるだけ加入者の負担の軽減を図ってきた結果、こういうふうなことになったと思うんですが、現状を踏まえた場合に、流行性の病気が発生したときに危機的な状況にあると、このような現状を踏まえまして、22年度本年度の今後の運営と見通し、5月のこの議会に文教厚生委員会へ付託をされておりますが、既にこの9月補正で昨年の決算を大きく上回ると、3億円近い金額が昨年の決算よりもう既に9月補正で上回るといような状況下でございます。これらを踏まえまして、これからの今後の見通し、また財政事情が非常に厳しいため、税率改正の検討及び作業に取りかかっているといようなことを備考欄、現在の状況を踏まえて書いておられますが、1つの大きな要因は、阿波市は減税の3割、5割、7割減税の比率が非常に高い。本当に、徳島県の8市の中で突出をしておると。減税の対象家庭が3割減税、5割減税、7割減税をひっくるめまして64.31%といことで、普通の課税がで

きておるのが35%ぐらいですか、というような現状を踏まえ、よその市を見ましたら、大体この数字が40から50前後、非常に突出をしておるといようなことが、この厳しい状況に入っておる内容でなかろうかと、このように思うわけでございます。

本市の人口が4万1,200人ぐらいの中で、この8月現在の国保の加入の世帯数が5,651戸、人口で1万456人というようなことを踏まえまして、世帯数で約4割、38%、加入者では26%ぐらいですか、これらを踏まえて、今までは無理のない範囲で一般財源からの繰り入れで賄うてきたわけでございますが、ここらの見通しも非常に基金が枯渇をいたしておりますので、どのような方法で運営の改善を図っていくのか、お聞きをいたしたい。

また、本年度5月末の出納閉鎖の結果を踏まえまして、92%という収納率のボーダーライン、いわゆる基準をわずかに下回って、114万円ぐらいですか、不足が。それで、2,600万円ほど国からの財政措置が減額をされるというようなことも踏まえまして、平成20年度は、たしかこの92%を達成して、そういうふうなペナルティーはなかった。その前年は、ことしの決算と同じように、ことして21年の決算と同じように、やっぱり3,000万円近いペナルティーを科せられたわけです。これを総合的に判断をしてみますと、本市の納期は5回に分かれとるわけですが、税の申告が3月に行われまして、6月でなければ算定の基礎の税額がつかめないというようなことで、それ以降の課税になるわけですが、その後5回に分けて、最終の納期が2月であるというようなこと。いろいろ納める側の事情の配慮もございしますが、2月ということになりますれば、3月の年度末までに1カ月か猶予がない。未収が発生した場合の実態把握して、収納率の向上に皆さん方担当の方々ご苦労されよんも十分認識をしております。しかし、納税者の立場もございしますが、これらの最終の納期の検討をどのようにとらえておられるのか。2月16日から3月15日まで、税の申告、確定申告が始まりますし、ここいらとの事務量の適正化、分担、いろんな限られた人数で行いますので、一緒になるということもございします。これらを踏まえまして、改善できるところがあるならば、やはりこの92%、100%にこしたことはないんですが、いろんな事情もありますので、最低ボーダーラインの92%を確保するために、どのような取り組みをしたら効率的に達成ができるのか。また、5回に分けて分納をされておる中で、早い時期から納税の金額と収納率との割合十分把握して、おくれぎみのところにつきましては、年度中途でもお願いに回ると。これは、保険税を担当しとる部署だけでなしに、市長を先頭に全職員が一丸となって、やはりこの

額は絶対確保すべきである。と申しますのが、税の公平、また納税意識の高揚、そして先ほど申しました、前段申しましたように、枯渴したときに仮に税率を検討するということが文書で出ておりますが、納税者の理解を得るためには、このラインは絶対守った上でないと、100%納めよる人のところへさらにお願いをするということは、説明責任が果たせないと思うんです。ここいらをどのようにとらえておられるのか。年度途中で、でき得る限り効率的に、おくれぎみのところにはお願いに回るというようなことも加えたらどうかと、このように思うわけでございます。

また、先ほど申しました約3億円ぐらい補正で上回るとる、この要因はどこにあるのか。高齢化も進んでおりますし、加入者の数の問題もあるでしょう。建設国保の問題等で、また国保のほうへ加入をされる方もあろうかと思えます。ここいらを兼ね合わせて現状を踏まえて、今後の見通し、取り組み、徴収率の向上、どうしてもこれ医療の保険でございまして、市民が体調を崩したときに、すぐと利用ができるというような状況に絶えず条件をそろえておらなければならないんで、ここいらの点につきまして、数多くにわたりましたが、ひとつ順序を追うて、説明をいただきたいと思えます。

また、これは今の現状ではやむを得んが、国保税というのは、応能割と応益割と2つから成り立っております、本来勤めておる人の健康保険であれば、所得ですぐと把握ができて、給料の収入に見合うてパーセントで掛けられまして、保険料を納めるわけでございますが、資産割が非常に、本市もこの前の見直しでばらつきがあったのを統一にいたしまして、土成は資産割がゼロであり、町村によってそれぞれ負担割合が違うとったんですが、均一化を図ったと。現在の8市の状況を見ましても、これはある程度はやむを得ないかと思うんですが、所得の全然上がらないところに課税をしておると。この負担割合はできるだけ圧縮をしていく方向に、資産割については。と申しますのは、農地なんかでありますと、現在米作の状況を見てもわかりますように、所得ほとんどないわけです。それから、家屋にしてもしかり。本市の実情を踏まえたら、にわかには増嵩はできないと思うんですが、この負担割合をできるだけやっぱり低くして、所得に見合うた、収入に見合うた方向へ持っていくべきだ、努力をすべきだと。

以上、多岐にわたりましたが、答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） 吉川議員のご質問にご答弁させていただきます。

非常に質問項目が多くて、順序不同になるかと思いますが、お許しいただきたいと思

ます。

まず、国保特別会計の現状と今後の見通しにつきましてでございますが、平成21年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額が45億2,962万1,000円で、主なものとしまして、国保税7億7,139万3,000円、徴収率92.51%、国庫支出金が13億3,687万1,000円、療養給付費交付金が2億5,070万2,000円、前期高齢者交付金が7億7,124万4,000円、県支出金が1億8,530万3,000円、共同事業交付金が7億638万8,000円、繰入金が4億560万1,000円と繰越金が9,323万7,000円ございました。

歳出総額は43億8,929万円で、うち主なものとしまして、保険給付費が28億7,833万7,000円、後期高齢者支援金4億4,270万円、介護納付金1億8,995万4,000円、共同事業拠出金が7億3,200万8,000円、そして差し引き繰越金となりますが、1億4,033万1,000円となりました。

しかしながら、この基金を3,700万円取り崩し、一般会計から法定繰入金3,700万円を入れてもらって、このような状況になっております。

それで、徴収実績について申し上げますと、平成21年度国民健康保険税の調定額全体は7億9,481万8,322円、現年度の収納額は7億3,525万8,485円で、徴収率92.51%でした。このうち、調整交付金対象調定額は7億520万7,931円、収納額は6億4,776万9,053円で、徴収率は91.86%ということで、調整交付金のペナルティーの92%を残念ながら達成することはできませんでした。額で申し上げますと、国保税全体額で115万円弱不足でした。これに対する22年度の調整交付金のペナルティーの額は、平成22年度の普通調整交付金額が決定していませんので正確には出せませんが、平成21年度ベースで計算しますと2,300万円程度になると見込まれます。

それで、22年度の国保の加入割合について申し上げますと、阿波市全世帯が1万4,562世帯、国保加入世帯数が5,651世帯で、加入率は38.81%です。また、阿波市全人口に占める被保険者の加入割合は、人口4万1,200人に対し被保険者数は1万455人で25.38%となっております。

それで、国保会計の平成22年度決算見込み、また23年度までの見通し、大まかなものですが、申し上げますと、申し上げます。

平成22年度の決算額につきましては、歳入のうち基金から残高の5,072万5,0

00円の取り崩しと一般会計からの法定外繰り入れをせず、独立採算で見込んだ場合、歳入総額42億8,700万円、歳出総額43億9,900万円で、差し引き収支としまして1億1,200万円の赤字となります。これは、保険給付費の伸び率を前年度に対し2%、また後期高齢者支援金その他の拠出金等を3%増と見込んだ場合の予測値です。これに伴いまして、平成23年度の見通しは、現行の税率のままという条件で、前年度赤字分の繰越額1億1,200万円が歳入総額に影響を与え、取り崩す基金もない状況では、歳入総額40億200万円となります。また、歳出面では、前年度と同様の伸びと見込んだ場合、歳出総額44億6,100万円となり、収支におきましては4億5,900万円の大幅な赤字になる見通しとなります。このままの状況では、国保財政は基金もゼロとなり、ますます厳しい状況に陥ると予測しております。

続きまして、国保税の納期に関連しまして、答弁させていただきます。

現在、納期につきましては、第1期から第5期まで5回あります。7月、8月、10月、11月、2月となっており、期間はいずれも月の初日から末日までとなっております。この納期の設定について少々申し上げさせていただきます。

納期につきましては、合併協議会の国保分科会において決定されております。回数につきましては、吉野町を除く他の3町の納期が4回であったことから、納税義務者の納付額を少なくするため、5回と決定されました。納期につきましては、他の税、介護保険料等との重複を可能な限り回避するよう決定されました。また、第1期の納期を決めるに当たり、市民税の第1期の納期が6月末であることから、1カ月後の7月1日ということになりました。また、7月1日とし、8月に第2期の納期を設けることにより、ある程度の早期の税収確保が見込めるのではないかとということで決定されました。第3期の納期につきましては、10月に他の市税の納期がなかったことから、10月に決定されております。また、第4期の納期につきましては、11月に固定資産税の第3期、12月に市民税の第3期が決定されておりました。それで、年内かつ年末を外したほうがよいのではないかとということで、11月に決定された次第です。第5期の納期につきましては、年明けの1月納期を回避して、2月納期ということになりました。以上のことを国保分科会において決定され、国保部会に諮問し、承認の後、最終的には国民健康保険税条例として法定協議会において承認され、現在の納期となっております。

それで、納期の変更について、議員のほうからご提言いただいたと思いますが、これに関連しましては、吉川議員から、第5期の翌年の2月の納期を早くすればということで、

徴収率が上がるのではないかとということでご提案いただきました。

合併後6年を迎え、市民の皆さんに定着しています納期月について、納税者の方も現在の納期により納付計画を立てていると思いますので、納税者のご負担を考えますと、慎重に検討すべき問題と思われまます。12月は市民税の納付月でもあり、1月につきましても年末年始に支払い等が多いと思われまますので、今後国保運営協議会などでご意見もお聞きしながら、考えてまいりたいと思われまます。また、第4期までの徴収実績を見ながら収納率の向上を図りたいと思われまます。

新たな収納対策につきましてですが、収納率向上対策のため、新たな取り組みといたしまして、今議会、タイヤロックの購入の補正をお願いしてまいりたいと思われまます。補正予算をご承認いただき、悪質滞納者や納税意識の希薄な方に対しまして執行してまいりたいと思われまます。また、財産調査等により差し押さえの強化も図りたいと思われまます。また、先ほど言われまましたように、早い段階からの国保税の徴収を今まで以上に努めてまいりたいと思われまます、このようにも考えてまいりたいと思われまます。

また、居所不明者との関係ともつながりますが、森本議員の8日の代表質問でも答弁いたしました、住民票を本市に置いて、生活実態のない人にも課税されている方がいると思われまますので、生活実態のない人を課税から外しますと、徴収率も上がると思われまますので、関係各課と協議しながら対策を講じてまいりたいと思われまます。

国保税の税率の改正につきましてですが、国保財政は厳しい状況でありますので、税率改正を考えなければなりません。国保税率を改正するに当たり、本市における国保加入世帯において軽減対象世帯の占める比率が非常に高く、率で申し上げますと、平成22年度医療分では64.31%、議員が言われたとおりでございます。このことから、所得割の税率を引き上げたとしても、国保税課税額が大きくふえることは見込みにくいと思われまます。したがって、税率改正につきましては、主に均等割を中心として引き上げる方向で検討中でございます。

国保税は、所得に応じ、7割、5割、2割という軽減がなされます。その軽減分は、国と県からの負担金及び一般会計からの法定繰入金で補てんされます。本市の軽減世帯の占める割合が約64%であり、残りの約36%しか所得割のかかる世帯がありません。そのため、根本的に赤字体質であると思われまます。

本市の人口のおよそ4人に1人、率にして25.38%が国民健康保険の加入者であります、残りの方については、他の健康保険の加入者であること、また近年の経済情勢等

も考慮したときに、どこまでの基準で税負担を求めるべきか、また一般財源投入の是非等を慎重に判断して、税率の改正案を検討してまいりたいと思います。議員各位、市民の皆様には、このような国保財政の状況をどうかご理解いただきたいと思います。

漏れはなかったですか。よろしいですか。

あと、管理職の一斉徴収ですか。

もう一つ、では管理職の一斉徴収につきまして申し上げさせていただきます。

管理職の一斉徴収は、今のところ市税等収納率向上対策会議を開催し、4月にお願いする予定でありますが、市税等収納率向上対策会議を開催し、早い時期にお願いできるか協議したいと思います。できれば、11月ごろにお願いしたいと考えております。

平成23年度は、22年度に実施した問題点を整理しながら、徴収率の向上をさらに図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本雅雄君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 今、遠度市民部長より質疑に対する答弁をいただきました。

先ほど申しておりました、21年度の決算が43億8,929万608円ですね。今回の補正が9,636万9,000円出まして、これ合わせますと、9月補正で47億5,890万4,000円ですか。したがって、昨年度の決算より、現時点で既に3億6,900万円、3億7,000万円ぐらい昨年度よりもう既にこの9月の補正で上回るわけです。予算ですけれども、9月ですから、まだ半年あるわけですから、非常に伸びが大きい。この要因をひとつお願ひをいたしたい。

それから、先ほど4月に徴収しとったのを現在11月に新たに加えてと、検討すると。検討でなしに、これは実施をしていただきたい。全職員に、管理職お願ひして、市長を先頭に。やはりそうせんと、またことしの繰り返しをやって、そして税制の改正して、負担のお願ひを言うところ、これ理解が得にくいと思うんです。ペナルティーのないだけのラインは、どういうことがあっても確保をすると。この決意のほどをお聞かせをいただきたい、そしてそれに見合うような対応。

また、納付月につきましては、いろいろ事情があるのを今答弁をいただきました。これは、やむを得ないところであろうかと思ひます。しかしながら、収納率の向上に向けて、これの変更は、税額の負担額には全然はね返らんわけなんです。1カ月のずれはあろうかと思ひますが、やはり事務量の分散、いろんな面から勘案して、今までのことの繰り返しこ



とのないように、この決意のほどをお願いをいたしたい。

それから、今見通しは答弁いただきました。1億1,200万円の赤字、その次の年度には4億5,900万円、数字で出たんですが、この対応はどのようにお考えでしょうか。見通し、取り組み、この点を答弁をお願いいたします。

議長、よろしいか、ちょっと。

今、再問になつとるけん、今言いよった答弁いただく前に、ぜひ92%を確保すると、どんな方法をとって確保するか、その決意のほどをやはり答弁いただかんと、片や未収が発生し、その分をまた増税で補てんをするというようなことのないように、兼ね合わせて答弁をお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 遠度市民部長。

○市民部長（遠度重雄君） まず、1点目の去年21年度決算に対し22年度予算額ではありませんが、3億円余りという増額となっている、その要因なんですけども、1つ目につきましては、療養諸費、これが伸びておるわけです。1人当たりの療養費が、これが平均なんですけども34万3,360円、そこに細かく言ってしまうんですけども、34万3,000円余りっていうようなことで、これがずっと伸びてきております。そういうことで、今回も退職分ではありますけども増額させていただき、21年度の決算よりも、この部分だけでも1億9,000万円余り増額となっておりますし、あと後期高齢者医療の負担金ですね、これも年々増額になっているということで、予算上ふえてきております。

あと、92%達成についてですが、先ほども申し上げましたが、新たに22年度タイヤロックを購入いたしまして、悪質な納税者の方については車をタイヤどめするわけですけども、それでお支払いいただく方向に持っていく。それと、居所不明者に対して、この方たちにつきましても、実態のない方に課税していることがあるようですので、そのほう、つまり分母を減らすっていう努力ですね、そちらのほう。それと、何分市長も言っておりましたが、職員一同一丸となって徴収に向けて頑張るんだという、そういう気持ちでおりますので。

そして、一斉徴収ですか、これにつきましても、収納率向上対策本部をお願いいたしまして、できるだけ11月についていうことで、一応そういう対策本部会議にかけなければなりませんので、ご理解いただけますように。できるだけそういう方向で行きたいというぐあいには、税務担当のほうでは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと……

(20番吉川精二君「4億5,900万円」と呼ぶ)

4億5,900万円ですね。これにつきましては、ですから22年度で税率このままですと1億1,200万円ぐらい赤字になります。ですから、先ほどちょっとお答えしておりましたが、阿波市特異性といいますか、軽減世帯が働く世帯、7割、5割、2割、この方たちが、世帯数で言いますと64%おりますので、残り36%の方ですね、この方たちが所得割がかかるっていうようなことで、非常に所得の少ない方が多い。そういうことでありますので、どこまで負担がしていただけるか、それも考えなければなりませんし、なおかつ一番には国保特別会計っていうのは独立採算、また相互扶助、受益者負担、こういう原則もありますので、それと国保の加入割合がやっぱり25%そこそこっていうふうなこともあります。ですから、一般財源の投入の是非、こんなことの3つぐらいが非常に難しいことを、その辺の兼ね合いをこれから今検討中ですので、今ここではっきり申し上げられませんけども、その3つの大きな要因を考えながら決定させていただかなければならないと思っておりますので、もうしばらく、済みませんが、ご猶予をいただきたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(岩本雅雄君) 吉川精二君。

○20番(吉川精二君) 再々問になりますので、これで総括して、この質問で終わりたいと思っております。

今、今後の検討課題ということで、市民部長より答弁をいただきました。できる限り市民の理解が得られる方法、そして今実態のないところへ課税がされとんだと、こういうのは、あってならないことなんです。常に把握ができとらなならん。この間の、今新聞で問題になつとるような、ごくわずかの人たちでなしに、住民基本台帳との照らし合わせ、こらで十分把握をしなけりゃ、今の市民部長の答弁では少々は理解しがたいところがあるんです。

そこいらの問題と兼ね合わせて、今期の欠損で、これ先ほど申し上げました、文教……。いや、これ税務課かな。総務委員会ですね、付託しとんが、保険税ですから。不納欠損額が2,160万円、それから収入未済額が2億2,296万円、2億2,300万円近うあるんです。これも、収入未済額についてはぜひ努力をして、この金額ができるだけ少なくなるよう、兼ね合わせて努力をお願いしなければ。そして、不納欠損額、これは没になるお金ですから、これをできるだけ金額を抑えていただくと、こういう努力をしてい

ただかんと、完納されよる善良な市民の方々にやはり意識の面で影響があると思うんです。今、これから検討するということが多分にありますので、できるだけ早い機会に、市民の理解が得られるような方法、また健全な運営ができる……。5,000万円の基金というんは、インフルエンザか何か集団的に発生したら、たちまち運営ができないと思うんです。今の総合的なことで、最終市長のほうからどのように取り組まれるのか、総合的に最終の答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 国保の徴収率の向上っていうんですか、それにつきましては、今遠度部長のほうから詳しく申し上げましたけれども、私も、たしか17年だったと思いますけれど、やはりペナルティーの話がこの議会で随分議論されました。市の幹部、全部何回か集まりまして、収納率向上対策本部というのを立ち上げてまして、私も行ったんですが、とにかく昼夜を問わず、グループを組んで、とにかく徴収に回ろうというようなことで、実績がたしか19年、20年度は92%を超えてクリアできた。1つには、検討の段階じゃないんじゃないかな。議員言われるように、本当に実行に移すときになってると考えています。特に問題になってるのは、前部長のほうからお答えしましたけれども、納期を国保税変えたらいいんじゃないかっていう議論もあります。これについても、検討じゃなくて、おとついで……。あれいつだったかな、あの2階で。

（市民部長遠度重雄君「6日です」と呼ぶ）

6日か。6日に、早速部長、次長寄り集まって、その検討を始めました。

あと、詰めが要るのは、定着している他の税とかえてまで、あるいは国保税だけ前倒しというのがいかなものかなと。というのは、12月ぐらいに皆重なる部分があるわけです。それについては、市民の感情も考えて、でき得れば、定着してる部分については定着したとおりにこうと。でないと、毎月毎月税金を払ってもらわなきゃってことがありますので、そのあたりは市民感情を十分に考慮しよう。ただ、税のほうだけじゃなく、本当に収納率対策向上本部のほうで、みんなでとにかく力を合わせてやろう。ペナルティーだけは、とにかくいただかないようにしようじゃないかっていうようなことで、今動いてますので、何分ご理解よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 吉川精二君。

○20番（吉川精二君） 今、市長より最終の答弁をいただきました。

納期について、これは答弁要りませんので。納期について合併協議会でそのような仕組

みを協議をされて、合併に臨まれたというような答弁です。しかしながら、庁舎しかり、ほかの分野もしかり。協議会では、そういう協議をされておると思いますが、現実には即して、やはりそぐわないところは改善をしていくべきである。最終の納期を繰り上げることによって徴収率の向上が図れるならば、市民のご理解はいただけると思うんです、金額がふえるんでないんですから。総合的に兼ね合わせて、不納欠損額ができるだけ改善されるよう、未収の2億円何ぼの分が少しでも向上するよう、また市民の税負担ができるだけ軽減せられるよう、総合的にこの4億円って先ほど申しましたが、4億円の金額大変です。この中で、やはり職員の皆様方にその点十分努力をいただき、市民の皆様方にも十分説明責任を果たして理解ができるような方法をとられまして、効率的な運営ができるよう心がけていただきたいと思います。これは、最後の要望です。よろしく願いいたします。どうも答弁ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで20番吉川精二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議事の都合により、議案第49号から議案第68号までの質疑・付託を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、この際議案第49号から議案第68号までの質疑・付託を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 議案第49号 平成21年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成21年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成21年度阿波市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成21年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認

定について

- 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入  
歳出決算認定について
- 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計  
歳入歳出決算認定について
- 議案第 5 6 号 平成 2 1 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳  
出決算認定について
- 議案第 5 7 号 平成 2 1 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別  
会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5 8 号 平成 2 1 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）につ  
いて
- 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算  
（第 2 号）について
- 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 号）について
- 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予  
算（第 1 号）について
- 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2  
号）について
- 議案第 6 5 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関す  
る条例の一部改正について
- 議案第 6 6 号 阿波市企業立地の促進等による地域における産業集積  
の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定  
に基づく準則を定める条例の制定について
- 議案第 6 7 号 阿波市工場設置奨励条例の一部改正について

議案第68号 阿波市企業立地の促進等による地域における産業集積  
の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される  
固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第1、議案第49号から議案第68号までを一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第49号から議案第68号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会委員長におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、13日月曜日は休会といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、13日月曜日は休会とすることに決定いたしました。

次回の日程を報告いたします。

14日午前9時30分より決算審査特別委員会、15日午前10時より総務常任委員会、16日午前10時より文教厚生常任委員会、17日午前10時より産業建設常任委員会です。

22日は庁舎建設特別委員会で、高知県梶原町に視察研修に参りますので、委員の方は午前7時に本庁前に集合してください。

なお、次回本会議は、24日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後2時34分 散会